

介護相談事例

☆2004年（平成16年）11月～12月

介護相談事例 1 杖は無料でもらえると聞きましたが？

①サービス利用者	
②相談内容	②杖を無料でもらえると聞いたが何処でもらえますか？ 申し込みは、どのようにしたらよいか？
③会員薬局の対応等	② 民生委員か市の障害福祉課に申し込むことを説明した。
④コメント	③ 地区の社会福祉協議会へ
追記	注：現在この制度はありません。（H25.3.31）

介護相談事例 2 紙おむつ支給券の使えるお店は？他の品物（ビタミン剤等）に換えられますか？

①サービス利用者	①-1. 妻の介護をしている72歳男性 ② -2. 母親の介護をしている60歳男性
②相談内容	②-1. 紙オムツ支給券を安い量販店で使用出来ないのが不満である。出来れば現金で欲しいのだが。 ②-2. 紙オムツ支給券のその金額分で他の商品 〔例えば、ビタミン剤、ドリンク剤、風邪薬〕が欲しいが可能か？
③会員薬局の対応等	③ 1、2、の対応 松戸市が松戸市薬剤師会、薬業会の協力のもと日頃、介護で大変な介護者への還元として発券されているため、その意向を説明理解してもらった。例え2500円券であっても無償でいただける事は有難いですねー！とつけ加えた。

☆2005年（平成17年）1月～12月

介護相談事例 3 おむつ券の支給枚数が減ってしまったが、理由がわからない。

①サービス利用者	①母親の介護をしている60歳の女性
②相談内容	②昨年、オムツ券を2枚支給されていたが、今年は介護度が上がっている。 〔悪くなっている〕にも拘わらず、1枚になってしまった。理由がわからない
③会員薬局の対応等	③市の高齢福祉課に問い合わせた結果、相談者の市民税が前年度は非課税だったが、今年度は課税対象者となったため、オムツ券は1ヶ月1枚になったと説明した。
④コメント	④この事例につきましては、相談者が個人的に高齢福祉課に問い合わせてもらうべきであったと、薬局側より反省のコメントを頂きました。

介護相談事例 4 シッカロールにアスベストが入っているって本当ですか？

①サービス利用者	①母親の介護をしている59歳の女性
②相談内容	②長年、シッカロールを愛用している。自分が子供の頃、また、自分の子育ての時も使っていた。最近では寝たきりの母が汗をかきやすいので良く使うが、今、話題のアスベストが混入している報道を見てびっくりした。使用頻度が増す時期だが、安全かどうか心配だ。
③会員薬局の対応等	③メーカーに直接問い合わせをした。その結果タルクの段階でそういう物質の混入は無いと明言を頂いた。 同時に他社の製品についてはどうかと伺った結果、やはり安全との回答でした。その旨、相談者に伝える。

介護相談事例 5 高齢の夫の受診が大変になってきました。今後を考えると不安。

①サービス利用者	①90歳の夫の介護をしている80歳代の女性
②相談内容	②最近 夫の体調が悪い。家族（息子）に頼めば病院へ連れて行ってくれるが、そう度々頼れないので、今後の事を考えると不安でしかたない。
③会員薬局の対応等	③在宅訪問診療の説明 (往診して下さる先生がいる事を話し) 電話番号とメモを渡した。
④コメント	④在宅診療を受ける場合は在宅診療医と本人、または家族（家族のみでも可能）との面談があります。現在受診中の医師の紹介状があればベストです

介護相談事例 6 緊急連絡の為の装置を借りたい。

①サービス利用者	①80歳代の女性、独居の方
②相談内容	②緊急連絡の為の装置を借りたい。
③会員薬局の対応等	③介護支援課へ電話、該当するか調べてもらったが非該当との事。松戸市社会福祉協議会自費分のものである事を伝えた。
④コメント	④まず、電話があること。 独居登録をしている65歳以上の人で所得税が非課税の人。 窓口は各地区の民生委員へ。

介護相談事例 7 非課税世帯になったので介護保険料が安くなると思うのだが？

①サービス利用者	①80歳の女性
②相談内容	②非課税世帯になったので介護保険料が安くなると思うのだが？
③会員薬局の対応等	③介護支援課に電話をして該当するなら申請書を本人宛てに送付して貰う事となった。その旨を本人にも伝えた。

介護相談事例 8 原爆手帳をお持ちの方の介護保険サービス利用料は？

①サービス利用者	①介護保険に未だお世話になっていない74歳の女性で独居の方
②相談内容	②広島で生まれ原爆手帳をもっている。 介護保険を利用する場合利用料はどのようになるのか。
③会員薬局の対応等	③地域の在宅介護支援センターに問い合わせ、原爆手帳の番号等伝え調べて貰

	い自己負担が発生しない旨確認して貰いました。 相談者には電話にて回答通り伝えた。
--	---

介護相談事例 9 配食サービスや介護保険サービスを受けたい。

①サービス利用者	①84歳の男性 足、腰はしっかりしている。 いつもマイペースで散歩をしている
②相談内容	②奥さんが亡くなり一人になってしまった。 週末、子供達が交代で来てくれるが食事の準備、掃除、洗濯、買い物等、手に負えなくなってきた。 配食サービスや介護保険のサービスを受けたいがどうすれば良いのか。
③会員薬局の対応等	③松戸市からピンク色の保険証が交付されている。その中に介護支援事業者や介護保険要介護認定申請書が同封されている。 その事を子供さんに連絡、書類を整えて貰う様伝えた。子供さんの方で時間がある時、市に持参するとの事。 後日、相談者より市の方から調査に来た。結果も時間が掛かったが要支援だったとの事。子供さん達と相談して近くの介護支援事業者にプランの依頼をしたとの報告があった。

介護相談事例 10 介護に支障があるごみ置き場の問題について。

①サービス利用者	①55歳女性、一人暮らし、リュウマチにより下肢屈曲拘縮の為、歩行、移動困難 外出は全介助にて車いす。医師、薬剤師による居宅療養管理指導を受けている。
②相談内容	②利用者宅のブロック塀の所がゴミ置き場になっている。両親が元気な頃町内の世話役をしていた為、数十年前に設置された。地域に住む人も変わり当時の事情を知る人もいないのかゴミの日には、ゴミが無造作に捨てられブロック塀いっぱいになり、介護スタッフの車や自転車も置けない。 利用者が車イスで外出する際の妨げになる事もある。ヘルパーに掃除を頼む訳にも行かないのでこまっている。
③会員薬局の対応等	③担当のケアマネジャーに連絡、地区民生委員に事情を説明して地域の人に協力して貰うよう要請した。 後日、民生委員、ケアマネジャー、地域住民、利用者で話し合いの結果、ゴミ置き場が斜め前のお宅の塀の脇に移動された。 そのお宅の意向で今後、住民は輪番制でゴミ当番をする事になったが利用者は地域住民の好意によりゴミ当番は免除となった。

介護相談事例 11 往診をしてくれる病院を探してほしい。

①サービス利用者	①72歳男性、15年前に脳出血で倒れ寝たきりになる。以後妻が介護し2ヶ月に1度通院している。足に褥瘡があり皮膚科の医師に時々往診して貰っていた。
②相談内容	②往診してくれていた皮膚科医が廃業してしまい通院している病院で2度程薬

	を処方して貰ったが度々病院へつれて行くのは困難なので往診してくれる先生を教えて欲しい。
③会員薬局の対応等	③医師による居宅療養について説明し主治医とケアマネジャーに相談して見るよう勧めた。

介護相談事例 12 介護保険の申請について。

①サービス利用者	①認定を受けていない72歳男性 相談者は介護している妻
②相談内容	②昨年末40日間入院し暮れに退院。現在、在宅酸素療法施行。妻は比較的元気な方で、1人で介護をしているが入浴介助が大変との事。また夜中に尿失禁あるが朝までそのままとの事。 こんな状態だが、まだ介護申請していない。 介護保険の事もよくわからないし、今のままで良いのか、申請した方が良いのか迷っている。申請したら何かメリットはあるのか。また申請する場合はどのようにすればいいか？
③会員薬局の対応等	③入浴介助と言ってヘルパーさんに手伝ってもらえる事もできます。 今大きな問題がなくてもいざと言う時の為に一応申請して置いた方がいいのでは。 そうして欲しいとの相談者の意向に添い地区の在宅支援センターに連絡し状況を説明し相談者宅に訪問して貰った。

介護相談事例 13 介護認定を受けて生活の支援を受けたい。

①サービス利用者	①市内在住、老夫婦世帯の人
②相談内容	②ご主人は低血圧でふらつき有り。奥様は骨折で動きが取れない。週に一度息子が来るが十分な日常生活が出来ない為、介護認定を受けて支援を受けたい。
③会員薬局の対応等	③松戸市介護支援課と近くにある在宅介護支援センターを紹介。 認定申請書を矢切支所から貰って来てお届けしました。

介護相談事例 14 褥瘡用の塗り薬がほしい。

①サービス利用者	①ケアハウスに入所している96歳の母親の世話をしている娘さん (62歳の主婦。)
②相談内容	②1ヶ月前に転倒して右足を骨折し、そのままほとんど寝たきり状態。骨折当初一度受診したがその後はしていない。臀部に褥瘡発現した為、ケアハウススタッフより薬局に行って褥瘡用の塗り薬を買って来る様、指示があったのでその薬が欲しい。
③会員薬局の対応等	③褥瘡と普通の皮膚病との違いを説明、褥瘡の治療は専門性を有する為、医師に相談する様話しました。 今まで健康で主治医はいないが一度受診した医院に娘さんがすぐに相談に行き事情を説明した。医師に本人を連れて来る様言われたが取りあえず院内にてアズノール軟膏を出して貰う事が出来た。

☆2006年（平成18年）1月～12月

介護相談事例 15 介護タクシーを頼みたい。

①サービス利用者	①80歳の夫の介護をしている70歳代の女性
②相談内容	②1ヶ月に一度通院しているがその都度息子さんが会社を休んで車イス対応のレンタカーを借りている。介護タクシーがあると聞いたが頼めるのか。介護保険の認定は受けている。
③会員薬局の対応等	③要介護1以上なら頼めます。ケアマネジャーにプランを立てて貰い介護計画の中に組み込む事もできますし、個人的に利用者側が事前にタクシー会社に予約して利用する事もできます。事業所1件、タクシー会社2件、代行タクシー1件を松戸市介護ガイドブックやパンフレットを提示し説明した。（タクシー会社、代行タクシー会社の場合は自費でも利用できます）

介護相談事例 16 介護認定の申請方法について教えて欲しい。

①サービス利用者	①脳梗塞で入院中の71歳の男性について、相談者はその妻
②相談内容	②脳梗塞後遺症にて半身麻痺となった。リハビリするも大きな改善は見られない。おそらく半身麻痺のまま退院となるだろう。退院後の生活の為、家の改造をしなくてはならない。 介護認定の申請方法について教えて欲しい。
③会員薬局の対応等	③近くの〇〇地区在宅介護支援センターを照会した。 後日報告あり。支援センターの方が認定申請して下さいと有難かったとの事。

介護相談事例 17 他市住所でも介護認定の申請はできるのか？

①サービス利用者	①住所が他県にある90歳の女性。5～6年前の元気な頃松戸市内のケアハウスに入所。相談者は松戸市在住の長女
②相談内容	②元気な頃ケアハウスに入所し安定した生活だったが最近足腰が弱くなりスタッフの手を借りる事が多くなった。 介護認定の申請は松戸市で出来るのか。
③会員薬局の対応等	③申請は住所のある市で行う事が原則。 申請すると住所地の市より松戸市内の事業者と連絡があり訪問調査等の必要事項は松戸で実施可能。 留守宅の家族が〇〇市役所に申請。 後日ケアハウスにて訪問調査実施となったとの報告がありました。

介護相談事例 18 地域の在宅支援センターを教えて欲しい。

①サービス利用者	①70歳代の女性。相談者は本人
②相談内容	②地域の在宅支援センターがこのあたりにあったら教えて欲しい。 出来るだけ自宅から近いところがいいのだが。
③会員薬局の対応等	③近隣の地図で相談者の自宅から一番近い在宅支援センターを選び地図を提示しながら道順を教えました。 在宅支援センターの電話番号をメモして渡しました。

介護相談事例 19 要支援1、要支援2の方のケアプランはどこに頼めばよいか？

①サービス利用者	①脳梗塞後遺症で言葉が不自由な60歳代の男性。相談者は奥様
②相談内容	②現在、医療保険にて言語リハビリを受けているが4月から介護保険にてのリハビリに変更するよう医療機関よりいわれた。 その為認定を受けて（支援2）と判定された。 ケアプランを作って貰おうとしたが2ヶ所の事業所のケアマネジャーにやんわりと断られた。 予防給付のプランは指定居宅介護支援事業者では出来ないのか。出来ないなら何処へ頼めば良いのか。
③会員薬局の対応等	③地区在宅介護支援センターを照会したが知り合いのケアマネジャーにも状況を聞いた。今回の改正でケアマネジャーの計画できるプランの件数に上限があり介護給付（介護1～介護5）のプラン35件との事。予防給付（支援1、支援2）については基本的には松戸市の介護予防推進担当室に連絡して下さい。指定居宅介護支援事業者のケアマネジャーも松戸市より委託を受けて予防給付の人のプランを計画する事が出来るがその上限は8名までとされている。
④コメント	④薬局内でケアマネの資格がある者が居た為、急遽、お仲間の薬局の居宅支援事業者に相談しその事業所のケアマネジャーに登録させて貰い（席を置かせて貰い）県にも手続きもして相談者のプランの計画をなんとかたてる事が出来ました。 ＜相談者よりの報告＞ 順調にサービスが受けられるようになり感謝している。サービス利用者は通い始めたデイケアが楽しくてとても喜んでいる。
追記	＜要支援1・2の人が利用できるサービス＞ サービス利用に際しては、「地域包括支援センター」に連絡・契約し、生活機能を改善することを目指したケアプランが、作成・提案され、合意の上、サービスを受けることとなります（一部は居宅介護支援事業者がケアプランを作成します）。 (平成25年度版 ながいき手帳より)

介護相談事例 20 介護度が下がりヘルパーのサービスが減らされた。

①サービス利用者	①86歳の女性。相談者は本人
②相談内容	②今まで（要介護1）で介護保険サービスにて週4回、家事援助（生活介助）を受けていたが、4月より（要支援2）になり週3回に減らされてしまった。 高齢の為、身体的にも問題がありひとりで外出は困難。 特に生鮮食品の買い物に不便を感じている。
③会員薬局の対応等	③4月から介護保険制度の改正で認定の結果が今まで（要介護1）のレベルでは要介護1相当と判定され、その中で日常生活や身体的レベルの検証をして（要介護1）または（支援2）に振り分けられる。（支援2）の場合のヘルパーサービス（介護予防訪問介護費）は今までの時間単位ではなく月単位で報酬金額が決められており、その範囲内でのサービスとなる為、回数が減ったのでは？と

	説明したが担当のケアマネジャーに詳しく聞いてみる様話しました。
④コメント	<p>④サービス支給限度基準額も若干改定となりました。</p> <p>新限度額 要支援1 49,700円 要支援2 104,000円 要介護1 165,800円 要介護2 194,800円 要介護3 267,500円 要介護4 306,000円 要介護5 358,300円</p> <p>尚、要介護1～要介護5は従来通りです。</p>

介護相談事例 21 介護度が下がっても引き続きベッドを借りたい。

①サービス利用者	①78歳の男性。相談者は本人（水頭症で手術）
②相談内容	②現在（要介護1）更新申請の時期が近づいているが、今度、要介護1又は要支援になるとベッドが借りられなくなると言われとても心配。起き上がり、立ち上がりの動作が出来ないので引き続き借りられるようにはならないか。
③会員薬局の対応等	③担当のケアマネジャーさんと良く相談して頂く事と私共もその辺のところが把握出来ないので調べてお返事する旨伝えしました。
④コメント	<p>④特殊寝台（付属品含む）、車いす（付属品含む）、床ずれ防止用具及び体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト</p> <p>上記の福祉用具は、平成18年4月の介護保険改正から支援1、支援2、要介護1の場合、原則的にはレンタルは出来ません。</p> <p>（既に福祉用具貸与を受けている利用者に対しては平成18年4月1日から6ヶ月間の経過措置を置く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●例外となる者の範囲については別に厚生労働大臣が定める。 ●車イスはできる。

介護相談事例 22 市内に転院先の病院が見つからず、近隣の都県を探している。

①サービス利用者	①76歳の女性。相談者は介護者の夫76歳
②相談内容	<p>②現在（要介護5）13年間A病院に入退院を繰り返し、この3～4年は入院継続中。今回B病院に特別な手術の為に転院。手術も終わり傷も癒えA病院へ戻るはずが拒否されB病院も市内の転院先を数箇所当たってもベッド無しで断られた。</p> <p>その後担当医より更なる病状悪化を告げられたが受け入れ先の病院が近隣にない為、T都、S県、F県を探しているといわれ腑に落ちない思いでいっぱいだ。余命いくばくも無い病人をどうして知らない土地に移そうとするのか分からない。</p>
③会員薬局の対応等	③一方的な話で理解し難い為、病院側の相談員、ケースワーカーさん等、勿論担当医も含めてこちらの意向も伝え時間をかけて話し合いをしてみてください。市役所の介護相談の窓口で相談する事もできます。

④コメント	<p>④窓口の特定は難しいが介護支援課、高齢者福祉課、包括支援センター等があります。難しい事例で薬局としても何の対応もできません。</p> <p>この相談者も薬局に何かを求めると言うよりただ聞いてもらいたい。事実を誰かに知って貰いたいとの思いでしょう。聞いて差し上げるだけでも患者様の重荷が軽くなるのでは？</p> <p>ちなみに近年中に介護療養型医療施設が廃止されるとの事です。その影響がもう始まっているのでしょうか。</p> <p>《介護療養型医療施設》</p> <p>病状が安定しており医療の必要性が高いなどの理由で長期の療養を必要とする人の医療機関の病床です。</p>
追記	<p>介護療養型医療施設は医療・看護の必要性の低い者が介護保険給付を受けながら入院しているという批判があったため、2012年3月までに廃止することになっていました。しかし、介護療養型医療施設の受け皿の整備が進んでいないため、廃止は2018年3月まで猶予されることになりました。</p>

介護相談事例 23 介護保険内でのサービスがオーバーしてしまう。

①サービス利用者	①県外在住80歳代の女性。相談者は松戸市在住の50歳代の主婦。
②相談内容	<p>②母親が県外(〇〇市)の老人施設(ケアハウス)に入っている。要介護認定は介護2である。最近認知症がかなり進行してきている。</p> <p>現在ケアハウスにて介護保険の枠ギリギリまでサービスを受けている。</p> <p>今後、ケアハウス側とも相談して訪問看護を受けさせたいがこれ以上介護保険はオーバーしてしまう為、自費扱いになるとの事。</p>
③会員薬局の対応等	③認知症が進んでいるなら変更届を出したらどうか。要介護度が高くなれば利用出来る金額も高くなる為、訪問看護も介護保険の範囲内で受けられる可能性があります。
④コメント	<p>④介護認定を受けている利用者は基本的には介護保険が優先されますが利用者の状況により介護サービスの利用額がいっぱいの場合は医療保険にする事も可能です。</p> <p>今後も認知が進行していく様ならグループホーム入居の検討も必要と思われます。</p> <p>【変更申請】介護認定結果に不服があったり有効期限内にあってもADL(日常生活動作)の低下が著しい場合は介護度の見直しの為、介護度の変更の申請を行う事が出来ます。</p> <p>【訪問看護】訪問看護ステーション等の看護師が家庭を訪問して、主治医と連絡をとりながら病状を観察し、入浴や排泄食事の介助、床ずれの手当て等を行います。</p> <p>【ケアハウス】概ね自立した生活が出来る利用者が入居の対象です。(施設内の食堂等に出向いて食事が出来る等)</p> <p>【グループホーム】(認知症対応型共同生活介護)認知症状にある高齢者等が、少人数(5~9人)で共同生活をしながら、介護スタッフによる食事、入浴、</p>

	排泄等の日常生活の支援や機能訓練を家庭的な環境のもとで受ける事が出来ません。
--	--

介護相談事例 24 住所は他県だがベッド等のレンタルをしたい。

①サービス利用者	① 88歳の女性（数年前より松戸に在住だが住所は他県） 相談者は63歳の女性（嫁）
②相談内容	② 義母（88歳の女性）がこの処、内科的には問題ないが、急に足腰が立てなくなった為、介護ベッドやポータブルトイレが必要となった。レンタル出来る事業所を教えて欲しい。住所は他県のまま、介護申請も行っていないので自費でお願いしたいとの事
③会員薬局の対応等	③ 緊急性を要する為、福祉用具取り扱い事業所に連絡、翌日設置の運びとなった。 早速住所を松戸に移しこちらで介護保険のサービスの利用をしたいとの事。
④コメント	④ 基本的にポータブルトイレのレンタルは出来ません。購入対象品ですが介護認定を受けていれば負担額は1割です。購入時は全額支払となりますが市に申請すれば9割が戻る仕組みになっています。 ベッドのレンタルは要介護2以上の人が対象となりますので注意が必要です。尚、遠隔地に住んでいても住所地の市町村に申請し認定を受ける事が出来ます。認定が出れば遠隔地でも問題なくサービスは受けられます。 しかし、住所地に身寄りも無くこのまま松戸にずっと在住予定なら住所変更をして松戸市で介護申請したほうが便利です。

介護相談事例 25 通院介助中急に息苦しくなりニトロをなめさせたが、一向に良くなりならず、緊張した。

①サービス利用者	① 84歳の男性 相談者は60歳代の男性のヘルパー（自分の血圧の薬を取りにきた折に）
②相談内容	② 84歳の一人暮らしの男性をヘルパーとして担当している。仕事の内容は掃除、買い物、洗濯等の週2回の生活の援助と月2回の通院介助をしている。男性は心臓が悪く時々ニトロを口にしている。先日通院途中のタクシーの中で急に苦しくなりニトロを舐めたが一向に良くなりならず大変緊張した。後で聞いたがそう言う時はもう1錠追加で飲ませても良いと聞いたが本当に良いのでしょうか。 もし飲ませて良いのであれば間隔はどのくらい開ければ良いのか。
③会員薬局の対応等	③ 服用後数分間で効果があるが効果があらわれない場合は更に1錠～2錠追加して服用できる。
④コメント	④ 1回の発作に3錠まで投与しても効果があらわれない場合、発作が15～20分以上持続する場合には直ちに主治医に連絡する。しかし今回のケースはあくまで通院介助の中で発生した事例の為、ヘルパーの判断も困難で決断も難

	しいと思われまので事前に本人や家族また医師等にその様な事態が発生した場合の対処（1錠追加しても良い等）の確認しておく事が必要です。
--	---

介護相談事例 26 インフルエンザの予防接種の申し込みについて。

①サービス利用者	①85歳の女性（ひとり暮らし）訪問介護週2回受けている。相談者は本人。
②相談内容	②インフルエンザの予防接種を受けたいが今まで民生委員が申し込書を持って来て申込書を書いてくれたが今年は来ない。民生委員に連絡したいがどうすれば良いか。
③会員薬局の対応等	③今は事前に申し込みをしなくても松戸市から委託を受けているお医者さんで受ける事が出来ます。近くのかかりつけの〇〇医院に行ってみて下さい。 それでも納得しない為、相談者の居住地の民生委員に電話にて連絡。事情を尋ねると数年前に一度流行の兆しが強かった時に誰にでも受けて貰おうと申し込みをして上げた事があったが、今は制度が変わったので実施していないとの事 の回答だった。その旨相談者に伝えた。 体調の良い時にかかりつけ医に行ってく様話しました。
④コメント	④昨年より、市への申し込みは廃止されており、松戸市が委託する医療機関で直接予防接種を受けることが出来ます。しかし、予約等必要な医療機関もありますので、事前に各医療機関にお問い合わせ下さい。

☆2007年（平成19年）1月～12月

介護相談事例 27 訪問してくれる床屋さんの費用はそのくらい？

①サービス利用者	①最近在宅となった90歳の男性。相談者は家族。
②相談内容	②9月まで老人保健施設に入所していたが、本人の希望で10月より自宅に戻った。在宅での理容（散髪、髭剃り）を考えているが希望の価格で引き受けてくれる方はいないだろうか。希望価格 3000円以内。
③会員薬局の対応等	③知り合いのケアマネジャーに相談し理容師の資格を持っているヘルパーさんを紹介して頂き、直接、利用者、相談者とそのヘルパーさんで金額の事も含めて交渉して頂く事にした。そのヘルパーさんのお話では理容師の資格を持っている為その様な要望の時には理容師として出向きヘルパーの仕事とは区別している。
④コメント	④理容業の方に聞いた所、常連のお客さんが在宅療養を余儀なくされた場合、家族の要望で介護者宅に出向く事が最近多くなって来ているとの事。時間的に厳しい事もある為、休日等を利用したりしている。 料金等の規定もない為ケースバイケースとの事。

介護相談事例 28 近所の施設に移したい。

①サービス利用者	①他県に住む認知症が進行している70歳代の女性。老人施設に入っている。相談者はその娘で松戸市在住の55歳の主婦。
②相談内容	②近所に特別養護老人ホームが出来たので移したいと思い市役所の知り合いに

	相談をしたが、高齢者は居場所が変わると認知症が進み、良い影響がないので、松戸へわざわざ移さない方が本人の為では・・・と言われた。
③会員薬局の対応等	③近所の特別養護老人ホームに移したくても、希望者が多いと直ぐには、入れないかも知れない。ともかく申し込みをする事。 また市役所の人と言う様に環境の変化は、特に認知症の人にはよくないので慎重にした方がいい。
④コメント	④特別養護老人ホーム（特養） 食事や排泄等常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者が入所します。入所希望者が多く何年もまたされる利用者もいます。最近では重度の入所希望者が優先されるよう です。今回の相談内容は認知進行との事、特養よりグループホームに該当するのではないのでしょうか。 グループホーム 家庭的な環境で共同生活する認知対応型共同生活介護。

介護相談事例 29 ヘルパーが替わり過ぎる。同じヘルパーに来て貰いたい。

①サービス利用者	①認知症もなくしっかりしている96歳のひとり暮らしの女性。 現在、訪問介護（ヘルパーサービス）を利用している。相談者は利用者本人。
②相談内容	②訪問服薬指導（薬剤師による居宅療養管理指導）の為、月に数回訪問している為、服薬指導以外の相談も多い。最近の利用者が困っている事は、ヘルパーサービスを受けているがそのヘルパーさんの入れ替えが頻繁で引継ぎが上手く行かない。 例えば、高齢の為、お粥食を摂取しているが、お粥の硬さがまちまちで食べにくい。出来れば同じヘルパーさんに来て貰いたい。
③会員薬局の対応等	③事業所に連絡、利用者の意向を伝えた。引継の際の連絡ノートの確認をして頂きサービス内容に差がないようお願いした。
④コメント	④どのヘルパーさんが作っても希望通りのお粥の硬さにして貰えるようケアマネジャーに相談する事も良いと思います。

介護相談事例 30 寝たきりでなくても往診の医師は頼めるのか？

①サービス利用者	①82歳の女性。夫（80歳代）息子（50歳代・未婚）の3人家族。息子は就労中。日中は老夫婦2人。2人とも要介護1の認定をうけている。ヘルパー介助週2回。相談者は本人。
②相談内容	②82歳女性本人は数年前より膝が痛く変形している。その為歩行が困難でタクシーで杖をついて通院していた。それも無理になりしばらく夫が代わりに病院にくすりを貰いに行っていた。 夫も高齢の為、最近ではなかなか行ってくれない。寝たきりではないが往診専門の医者を頼む事は出来ますか。
③会員薬局の対応等	③ 通院出来ないのであれば可能です。とりあえずケアマネジャーや主治医に相談して見て下さい。 後日、お願いする医療機関に面接の日程をケアマネジャーに決めて貰い、主治医の紹介状を持って息子さんが会社を休み面接に行き、往診の確約を得、早速

	往診に来て貰ったとの報告がありました。
④コメント	④最近は往診専門の医療機関も増えつつありますが受診を希望する場合には主治医の紹介状があると導入がスムーズで速やかでしょう。

介護相談事例 3 1 他市施設入所中、市内の医療機関で胃ろう造設を受けたが、このまま入院できないか？

①サービス利用者	①73歳の女性。相談者は夫。
②相談内容	②他市の施設に入所中の奥さんが胃ろう造設の為、松戸市内の病院へ転院、造設終了後も奥さんはその病院に留まりたいと願ったが病院側より拒否をされてしまった。また他市の施設に戻るしかないのだろうか。 どこにこの相談を持ち込めば良いのか。
③会員薬局の対応等	③胃ろう造設目的で入院の為、その目的が達成すれば退院との説明があったのでは。今は施設入所もなかなか困難、受け入れ先の施設があるだけでも有難いのでは。
④コメント	④医療法の改正により治療目的でないものは長期に入院できなくなりました。相談先の指定は難しいですが、このような問題は多くの方が直面し困っていると思いますのでまずは行政に訴えるしかないのでは。胃ろう造設後の生活イメージが明確になっていない為に不安が生じ病院での治療の継続を望んでいるのでは？胃ろう造設や気管切開等の治療を受ける時は治療後のメリット、デメリットの説明を受けて本人、介護者を含めて考慮すべきである。

介護相談事例 3 2 緊急電話を利用したいがどうすれば良いか？

①サービス利用者	①90歳の男性。相談者は近くに住んでいる娘さん。
②相談内容	②娘が近くに住んでおり毎日食事の世話をしているがひとりの時間が多いので緊急コールの電話を利用したいがどうすれば良いか。
③会員薬局の対応等	③独居老人の緊急電話システム(緊急連絡装置)についての手続きは民生委員が行っている事を伝え、利用者の居住地域の担当の民生委員を紹介した。
④コメント	④まず電話がある事。独居登録をしている65歳以上の人で、所得税が非課税の人。窓口は各地区の民生委員。 日頃から地区の民生委員の把握をしておくといいでしょう。

介護相談事例 3 3 65歳未満でも介護保険サービスを受ける事が出来るのか？

①サービス利用者	①64歳の男性。(アリセプト服用中) 相談は奥さん。
②相談内容	②65歳未満でも介護保険のサービスを受ける事が出来るのか。
③会員薬局の対応等	③65歳以下でも初老期の認知症、脳血管障害等の特定疾患に該当すれば要介護認定の申請をする事が出来ると説明。
④コメント	④65歳以上(第1号被保険者)が介護保険の対象となるが45歳以上～65歳未満(第2号被保険者)でも特定疾病と認定されれば介護保険の対象となります。 特定疾病

	<p>がん（がん末期） 関節リウマチ 筋萎縮性側索硬化症 後縦靭帯骨化症 骨折を伴う骨粗鬆症 初老期における認知症 進行性核上性麻痺、大脳基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）脊髄小脳変性症 背柱管狭窄症 早老症 多系統萎縮症 糖尿病性神経障害 糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 脳血管疾患 閉塞性動脈硬化症 慢性閉塞性肺疾患 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症</p>
--	--

介護相談事例 34 体温計が割れ水銀が飛び散ってしまった。どうしたらよいか？

①サービス利用者	①要介護2の84歳女性、相談は介護者（52歳のお嫁さん）
②相談内容	②身体が熱く発熱の心配があった為水銀体温計にて測定後、手が滑って体温計を床に落としてしまい体温計が割れ水銀が飛び散ってしまった。 水銀は危険と聞いているので処理方法を教えて欲しい。 （幸い動物や幼い子供はいないとの事）
③会員薬局の対応等	③床は全面カーペットを敷きつめているとの事で飛散状況もかなりすごく困って聞きにきたとの事。 まず手袋をしてガムテープで何度も何度も見えなくなるまで、カーペットの目の中にまで入っている事もあるので注意して取り除く。ガラスの破片も一緒に。水銀や破片が見えなくなったら掃除機で入念に吸い取りどちらもビニール袋に入れて医療廃棄物のペールに入れるようお願いをし、持ってきて頂いた。
④コメント	④健康介護まちかど相談薬局として介護分野、医療分野と様々な相談が持ち込まれる様になってきています。的確な薬局の対応も見事でした。

介護相談事例 35 障害者自立支援法精神通院医療21で処方できる薬について。

①サービス利用者	①介護施設入居中の60歳女性、相談はご主人（63歳）
②相談内容	②若年性アルツハイマーと診断され14年経過。昨年やっと施設に入居。家族はほっとしている。パーキンソン疾患もあり公費番号21をもっているが薬によっては21の効力がない。病院で説明を受けたがよく分からない。
③会員薬局の対応等	③例えば風邪薬等は年齢60歳の為3割負担で21は使えない。21は精神疾患対象の為、この患者さんの場合、パーキンソン、若年性アルツハイマー病に伴う疾患にのみ有効となる為、その旨を伝えました。
④コメント	④特に21の扱いは 精神通院医療が平成18年4月より障害者自立支援法として施行され原則として所得の低い方を除き医療保険の負担上限額まで1割負担とする。 負担上限額は（2500円、5000円、10000円、20000円）と所得水準により設定されている。

介護相談事例 36 手すりや緊急電話の資料を民生委員に頼んだが連絡がない。

①サービス利用者	①73歳女性、独居（左眼失明、脳梗塞後遺症で左足不自由杖歩行だが身体は元気、友人も多く老人会は欠かさず参加している。）
②相談内容	②トイレ、風呂、門から玄関までの段差（数段の階段）部分に手すりを着けた

	い。独居の為、緊急連絡装置も着けて貰いたい。民生委員に介護の資料をお願いしたが10日以上経っても何の連絡も無いので不安である。
③会員薬局の対応等	③早急に取り計らって貰えるよう地域の在宅介護支援センターに電話連絡をした。 後日利用者より：早速支援センターの方が来て書類の手続き等全て行って頂いた。配食サービスも必要なら申し込みをと至れり尽くせりの対応をしてくれた。緊急連絡装置も民生委員にすぐ連絡を取ってくれ近日中に取り付けてくれるとの事。
④コメント	④介護保険を利用して手すりを付けたり段差の解消の為スロープ着けたりする住宅改修の費用は上限20万円で利用者の負担はかかった費用の1割負担とする。

介護相談事例 37 インフルエンザの予防接種申し込みについて料金が医院によって違う。

①サービス利用者	①相談者 76歳の夫、70歳の妻
②相談内容	②インフルエンザの予防接種を毎年受けている。今年も受けたが500円値上げとなり2500円支払った。他院で受けた人に聞いたら1000円で受けられたとの事。どうしてこんなに違うのか。調べて欲しい。
③会員薬局の対応等	③市の保健福祉課に問い合わせたところ、松戸市医師会の会員に属している病、医院であれば（広報で170医療機関のリストがあり）一律1回1000円で受けられる。ただし2回目は自費となるとの回答。 その旨を相談者に伝えリストの確認をしたらと提案をした。後日相談者より接種して頂いた医院はリストに入っていなかったと報告があった。
④コメント	⑤ ただし対象者は松戸市在住の65歳以上の高齢者のみです。
追記	松戸市では、希望される高齢者等に対して、インフルエンザ予防接種を実施しています。●対象者 松戸市に住民登録をしている下記の①②に該当する人 ①接種当日、満65歳以上の方(昭和23年12月31日生まれまで) ※昭和24年1月1日～1月15日生まれの方は、対象となりません。 ②平成25年12月31日までに、満60歳以上65歳未満の人で、心臓・じん臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害があり、この4つのいずれかで、1級の身体障害者手帳をもっている人 ●接種場所 市内の医療機関 ※特定の理由のある人で、市内の医療機関で受けられない人は平成25年12月31日までは千葉県内定期予防接種相互乗り入れ事業に参加している県内の医療機関でも接種できます。詳細は、広報まつど、市のホームページ等でお知らせします。 ●自己負担 1,000円（生活保護受給世帯に属する人は無料） ●助成回数 1人につき1回 ●実施時期 10月～翌年1月15日（予定） (平成25年度版 ながいき手帳より)

介護相談事例 38 訪問診療をしてくれる医療機関を紹介して欲しい。

①サービス利用者	①要介護3の80歳の女性。相談者は娘さん。
----------	-----------------------

②相談内容	②定期的に内科、眼科に受診している。各々月1回ずつ計2回の通院となる。そのたびに家族が付き添って通院するのが大変になってきた。往診してくれる病院を教えて欲しい。
③会員薬局の対応等	③訪問診療をしている医療機関を2ヶ所紹介した。(内科のみ)今通院している内科医院でも往診可能な為まずは主治医に相談する様話しました。眼科に関してはよくわからない為わかり次第連絡する旨伝えました。
④コメント	④訪問歯科診療はかなり普及していますが、眼科の訪問診療はH19年6月時点で2医療機関が行っているとの事です。詳しくは薬剤師会事務局へ。

☆2008年(平成20年)1月~12月

介護相談事例 39 受診は2カ月先、点眼剤がなくなり貰いたい。

①サービス利用者	①夫と2人世帯。夫87歳、妻84歳。電話での問い合わせ。相談者は妻。(介護認定は受けていない。介護サービスの利用なし。)
②相談内容	②市立病院眼科で貰っている緑内障の目薬が足りなくなったので貰いたい。次回通院は2ヶ月後の為困っている。
③会員薬局の対応等	③処方箋がなければ薬は出せない旨説明したが、高齢ゆえ頻繁に通院は無理の為どうにかならないかとの事。近隣、地域の様子を覗くと民生委員の訪問が定期的であり、困った時はいつでも相談する様言われているとの事。民生委員の連絡方法も把握していた為、相談してみるよう提案をした。 後日相談者よりの報告 相談者が直接病院に電話連絡し、民生委員さんが病院へ出向き、処方箋を貰い薬を手に入れる事ができたとの事。
④コメント	④身近な薬局は相談内容も多種多様。どんなものかと思案にくれる事例もあるでしょう。そんな時、患者さんが解決の糸口となる情報を持っているかも知れません。

介護相談事例 40 息子家族と同居になったがヘルパーサービスは受けられるか？

①サービス利用者	①84歳女性。相談者は同居の長男のお嫁さん。
②相談内容	②2ヶ月前〇〇県より転居。〇〇県ではひとり暮らしだった為ヘルパーサービスを受けていた。その時は支援2との事。松戸では長男の家族と同居となったがサービスは受けられるのか。松戸市の認定も支援2との事。
③会員薬局の対応等	③基本的に同居の家族がいる場合、訪問介護(ヘルパーサービス)は受けられません。日中独居の為心配との事。デイサービス、デイケア等のサービスは受けられる旨話しました。
④コメント	④同居の家族がいても病気等の理由があれば例外として受けられる事もありますのでケアマネジャー等に詳しく現状を伝える事も大切です。
追記	要支援1,2の方 介護予防訪問介護:利用者が自力で困難な行為について、同居家族や地域の支援が受けられない場合に、ホームヘルパーによるサービスが受けられます。同居家族がいてもケアマネジャーさんのアセスメントに中で支援の必要性があれば、受けられるので適切な方法がとられるよう、ケアマネジャーに伝えてください。

介護相談事例 4 1 転居の為遠くなったが、今まで通り訪問服薬指導をお願いしたい。

①サービス利用者	①脳性麻痺、小脳梗塞後遺症、変形性膝関節症の56歳女性。独居。相談者は本人。
②相談内容	②アパートの階段が登れなくなり同じ松戸市内に転居。転居先の近くの薬局に訪問服薬指導をお願いしたが引き受けてくれる薬局がない。その為訪問の看護師が柏の方の薬局にあたっているとの事。柏の方から来て貰うのは余りにも遠すぎる。少し遠いが今まで通り貴薬局に来て貰いたい。
③会員薬局の対応等	③少し距離が遠くなった為、今までのような迅速な対応は難しい旨伝え理解して貰った上でしばらく継続して様子を見る事となった。松戸の患者さんを柏方面の薬局にお願いするわけにはいかない。
④コメント	④患者宅への訪問は日常業務の中での実施は中々難しい。忙しくない時間帯、休憩時間、開局前、閉局後等々、訪問に関しては様々な工夫と努力が付き纏いますが、介護保険制度の中で薬剤師が医療スタッフの一員として職能を発揮出来る現場でもあります。依頼があったらぜひ挑戦して下さい。

介護相談事例 4 2 障害者手帳をお持ちの方。他市との医療費制度の違いがわからない。

①サービス利用者	①60歳代男性。障害者手帳(1級)を保持している。相談者は本人。
②相談内容	②〇〇市から転居。障害者手帳1級をもっており横浜市在住の時は医療費は無料だった。松戸に引っ越してきてからは有料になる事がありその違いが分からないので教えて欲しい。
③会員薬局の対応等	③松戸市の障害福祉課に連絡。医療費についての手続きの方法について回答した。各市町村によってサービスの手続き方法等が異なる為、利用するサービスについて各機関に相談する様話しました。
④コメント	④松戸市では規定の用紙に受給者番号等必要事項を記入し1ヶ月ごとに領収書を纏めて提出する。査定されれば1~2ヶ月後に返金されます。

介護相談事例 4 3 ヘルパーがよく替わる為その都度指示が必要になる。

①サービス利用者	①独居の72歳男性。相談者は本人。元学校の校長をしていた方。
②相談内容	②ヘルパーサービス利用中だがヘルパーがよく代わるのでその都度指示しなければならずその為に時間が取られてしまう。前もってヘルパー変更の知らせもない。慣れるまで時間が掛かる。ケアマネジャーの態度も威圧的。
③会員薬局の対応等	③松戸市の介護支援課に相談してみたらとアドバイスをした。その後、ケアマネジャーも変更し現在はサービスもスムーズに導入中との事。
④コメント	④介護保険、サービスに関する事項、苦情等の相談は市の介護支援課、地域の包括支援センター(小金、常盤平、中央の3ヶ所)で受け付けて貰えます。

介護相談事例 4 4 介護保険サービスで受けられる支援の範囲。

①サービス利用者	①相談者は本人。要介護1の80歳男性。
----------	---------------------

②相談内容	②要介護1の認定を受けているので窓拭きをお願いしたら、出来ないと言われた。どこまで支援して貰えるのか、また何がダメなのか分からない。
③会員薬局の対応等	③介護を希望する本人（サービス利用者）の生活動線の範囲内しか行えない旨伝え草むしり、おせち料理等出来ないと言われている事例を伝え詳しくは市の介護支援課へと紹介した。
④コメント	④訪問介護の家事援助は本人の居室の掃除、トイレ、浴室の掃除、洗濯、買い物、料理等の援助が受けられます。

介護相談事例 45 インシュリン自己注射でしこりが、針のアレルギーかもしれない。

①サービス利用者	①相談者は本人。84歳女性。一人暮らし。元ナース。
②相談内容	②インシュリンの自己注射の練習で1ヶ月入院。今年の3月より自己注を実施しているが注射をしたところが赤く腫れて1日経っても、しこりとして残りお腹の周りにはもう打つ所が無い。太ももや腕でも試したが結果は同じ。主治医が薬を代えてくれたが結果は変わらない。息子さんがインターネットで調べ針のアレルギーかも知れない為、他社の針を購入したい。
③会員薬局の対応等	③薬局から患者さんに直接針を売る事は出来ない旨伝える。患者さんから状況を聞き取り医師に報告。結果、出来るだけ回数を減らし患者さんへの身体の負担を少なくする様にと1日1回の薬剤（注射）に変更された。今は落ち着きしこり等の報告は無い。 メーカーにも症例を報告し他事例の情報収集を試みたがメーカーでの把握度も低いのかメーカー側も医薬品情報の方に報告されたとの事。

介護相談事例 46 要介護度3の認定を受けた。紙おむつの支給を受けるにはどうしたらよいか？

①サービス利用者	①要介護3の90歳女性。相談者は介護している家族。
②相談内容	②新規介護保険認定を申請して介護3の認定をもらった。自宅で介護しているので紙おむつの支給を受けたいがどのようにすれば良いか。
③会員薬局の対応等	③介護用品支給の担当の介護給付担当室 366-7067に連絡するように教えました。オムツ券支給希望の申請書は本庁だけにしかないのでもし行けなければ郵送して貰う事も出来る事を話しました。
④コメント	④介護支援サービスの事業所でも準備していると思われます。ケアマネジャーが決まっていればケアマネジャーを通して手に入れる事もできます。各薬局でもオムツ事業開始時に松戸市指定紙おむつ納入表書類等の中に松戸市紙おむつ等支給申請書も配布されています。
追記	■介護用品（紙おむつ等）支給■ 介護保険課 給付班 Tel.366-7067 在宅で紙おむつ等を使用している要介護高齢者を介護している家族に対して、市で指定した商品と引換できる紙おむつ等支給券を交付します。介護保険法による要介護認定で、要介護3～5と認定された高齢者を介護している家族が対象です。（要介護高齢者、家族ともに市内在住であること）

	<p>●支給内容 市民税非課税世帯 要介護4～5の場合、市の指定した品目から2点/月 要介護3の場合、市の指定した品目から1点/月 市民税課税世帯 要介護3～5の場合、市の指定した品目から1点/月</p> <p>(平成25年度版 ながいき手帳より)</p>
--	--

介護相談事例 47 ショートステイ利用中、頻繁に連絡が入り家族も落ち着けない。

①サービス利用者	①70歳男性。要介護3、脳血管疾患、左片麻痺。相談者は67歳の妻。
②相談内容	②妻が遠方への法事の為、ショートステイを利用したが食事をしない、熱が出たと頻繁にステイ先より連絡が入りおちおち出来ない。新幹線の中や遠方にいる場合、戻って対処する事は不可能。預ければ安心して出かけられると思ったがこんな大変なら今後預ける事は出来ない。重要な外出は今後どうなるのだろう。
③会員薬局の対応等	③大切な家族を預かっているので施設側も神経質になっているのかも知れません。ケアマネジャーに状況を説明し今後小さなトラブル発生時の対応を話し合い態勢を整える事も必要なのではと話しました。
④コメント	④単発的に預けると施設側もその利用者に慣れていない為対応に苦慮するとおもわれます。施設側にも利用者の事をよく知って貰うには定期的に利用していく事も考慮したいです。

介護相談事例 48 55歳脳梗塞後遺症の方のリハビリ施設。

①サービス利用者	①脳梗塞後遺症、右片麻痺。頭脳明晰、会話もしっかりしている55歳の男性。相談者は50歳代の介護者である妻。
②相談内容	②現役バリバリの最中(さなか)脳梗塞発症、麻痺となり思うように動けない。病院でのリハビリも終了し在宅となった。その後デイケア等の施設に通うのは納得できない。自分より重度の人やかなりの歳の差の高齢者(自分の親くらい)の人ばかりで困惑している。迎えが来ても拒否し休む事が多い。
③会員薬局の対応等	③食事やおやつ、入浴等の提供もなく3時間しっかりリハビリを提供している施設の情報を話しケアマネジャーに相談する様アドバイスをしました。その後ケアマネジャーを通してその施設に通い始めたとの事。若くして麻痺になった仲間が増え共通の悩みも語り合えるようになり、リハビリにて改善した人にもめぐり合い自分も希望を持てる様になったとの事。
④コメント	④他の患者さんが通っている施設を情報として把握しておく事も大切です。市内の施設が掲載されている冊子(介護保険サービスガイド)があると便利です。

介護相談事例 49 リクライニング車いすで通院を介護してもらえるタクシーがあるか？

①サービス利用者	①87歳の男性。頸椎疾患にて歩行困難。相談者は娘さん。
②相談内容	②月に3回、リクライニング車いすで通院している。リクライニング車いすで乗れる介護タクシー(運転手さんがヘルパーの資格があり)病院の中も診察が終るまで付き添ってくれた。その事業所(柏市)が7月いっぱい閉鎖されてしまうとの事。8月からの通院手段に本人、家族は不安を抱いている。

	相談者の娘さんが市内の介護タクシー数ヶ所当たったが予約は2ヶ月前に決まってしまう透析の患者が優先と言われた。病院の予約は通院1ヶ月前しか判らない為タクシーの予約も取れず介護保険の範囲内で診察に付き添ってくれる運転手さん付きのタクシーも見つからない。
③会員薬局の対応等	③数年前よりケアプラン、訪問介護と1ヶ所の事業所を利用しているとの事。ケアマネジャーもよく変わるが2年間くらい担当して貰っているとの事を確認。それならば個人で動くよりもケアマネジャーに通院時、今まで通りのサービスを受けたい旨きちんと伝えてケアマネジャーに動いて貰うよう話しました。
④コメント	④市内において上記相談内容にある介護タクシーを備えている事業所は少ないと思われる。少ない供給に個人で右往左往するよりもケアマネジャーが交渉した方がスムーズに行きます。ケアマネジャーは実績もあるので難しい事例でも交渉成立の頻度は高いと思われます。尚、市内の介護タクシーの事業所は6～7事業所があると思われますが松戸市発行の冊子（介護保険サービスガイド）に掲載されています。

介護相談事例 50 64歳ガン末期の方。通院買い物が限界になってきた。

① サービス利用者	① 64歳代男性（〇〇市在住）松戸市との境に住んでいる。相談者は本人。
②相談内容	②末期がんで主治医より4月までと言われていたが、何とか生活している。月に10日は治療の為に入院する。そのほかは家にいるが家では殆どベッド上、ベッドサイドでポータブルトイレ使用。通院や買い物等が限界である。家族は就業中で日中独居。
③会員薬局の対応等	③食欲がない為、栄養剤が欲しく来局。手に入れたい栄養剤の為メーカーで扱い薬局を聞いてやっとの思いで来局したとの事。（その次いで相談事例） 介護保険の年齢ではないので利用は無理と諦めていた為、末期がんは特定疾患に位置づけられる為65歳に満たないが2号被保険者として介護保険が受けられる事を伝える。通院や買い物が限界との事、直ちに介護認定の申請をしてヘルパーサービスを利用し通院、買い物、食事の準備、生活全般に援助、介護が受けられる。 松戸レベルの回答の為、〇〇市の介護支援課、地域の介護支援センターに電話をして意見を聞く様話しました。 大まかな経緯の説明しか出来なかったが相談者は納得され来局して良かったと満足して帰宅されました。
④コメント	④特定疾患による第2号被保険者は40歳～64歳の人が対象です。

☆2009年（平成21年）1月～12月

介護相談事例 51 通院が大変になってしまったので往診してくれる病院を教えてください。

①サービス利用者	①要介護3の80歳の女性。相談者は娘さん。
②相談内容	②定期的に内科、眼科に受診している。各々月1回ずつ計2回の通院となる。

	そのたびに家族が付き添って通院するのが大変になってきた。 往診してくれる病院を教えて欲しい。
③会員薬局の対応等	③訪問診療をしている医療機関を2ヶ所紹介した。(内科のみ)今通院している内科医院でも往診可能な為まずは主治医に相談する様話しました。 眼科に関してはよくわからない為わかり次第連絡する旨伝えました。
④コメント	④訪問歯科診療はかなり普及していますが、眼科の訪問診療はH19年6月時点で2医療機関が行っているとの事です。詳しくは薬剤師会事務局へ。

介護相談事例 52 電話で「膿」用の外用薬の注文があったが…

①サービス利用者	①80歳代女性。娘さんと同居、一戸建てに住んでいる。 娘さんは就労中の為、日中独居。相談者は本人。
②相談内容	②TELにて。背中に8cm四方の範囲で毛穴から膿が出ている。それ用の薬が欲しいと注文があった。(最近歩けなくなっている)
② 員薬局の対応等	③ 局で対応出来る状態ではないと判断受診をすすめた。かかりつけ医は他市の大学病院で介護タクシーを利用しているが利用料の負担も大きいとの事。その為皮膚疾患については近医の受診を進めた。
④コメント	④日中独居にて介護者もない為、通院も難しい様なら訪問診療等も視野にいれても良いと思いますが、これらも含めてケアマネージャーに配慮して貰える様、相談者にアドバイスするのも良いでしょう。

介護相談事例 53 介護保険サービスを必要とされている方の介護保険へのサービスアレルギー

①サービス利用者	①70歳代の男性、一戸建て一人暮らし(離婚歴あり)近所に息子がすんでいる。
②相談内容	②先日、自転車で転倒、自力で立ち上がれず助けてもらった。 足が弱り杖がないと歩けない。週1回の食料品の買出しは自転車を利用しているがヨタヨタしていて危ない。車が通ると風圧で倒れそうになる。 (以上来局時服薬指導中の会話より)
③会員薬局の対応等	③介護保険サービスを利用して買い物のサポートをして貰うように話したが介護保険制度に不満がありアレルギーになっていて介護サービスの申し込み方法、利便性等話したが通じなかった。
④コメント	④介護保険の何が不満なのか具体的に判ればもっと納得して貰えたのかも知れません。この様な人こそ是非介護サービス受けて貰いたい。地域の在宅支援センターに知らせたり、民生委員に関わって貰う選択肢もあります。(地域の在宅支援センターを中心に高齢者支援連絡協議会が立ち上がり3年目、協議会のメンバーは各町内会長、民生委員、地域の医師、介護施設職員、ケアマネジャー、薬剤師等、また協力相談員も各地域に数名おります。人知れず日常生活動作が困難な者を見過ごさないよう地域で見守る体制です。)正に薬局はそのような人を発見して行政や福祉、介護サービス事業者に繋げる役目として今後重要視されるのでは。

介護相談事例 54 住まいの近くによい施設があったら紹介して欲しい。

①サービス利用者	①利用者80歳代の男性、妻と2人暮らし。相談者70歳代後半の介護者の妻。 (同居ではないが息子さんも係わってくれ助言もしてくれている)
②相談内容	②今入院中であるが近々退院予定。老夫婦ふたり暮らしの為、ひとりでの介護が困難である。住まいの近くの施設に入所させたいが良い施設があったら紹介して欲しい。
③会員薬局の対応等	③相談者の家から歩いて2～3分のところにある施設を教える。
④コメント	④まず入院中の病院に相談した方がスムーズに行く場合もあります。病院には相談員がいますが、意外と知られてなく残念です。ケアマネジャーにも必ず相談した方が良いです。介護認定を受けているかの確認やケアマネジャーがいるかの確認も必要と思います。

介護相談事例 55 おむつ支給券リストにない商品が欲しい。

①サービス利用者	①要介護3の88歳の男性、相談者は60歳代の息子さん。
②相談内容	②松戸市のおむつの支給リストの中にない商品(新発売のリハビリパンツ)が欲しい。色々試したがそれがいちばん使い易く、利用者も介護者もそれを入手したいと望んでいる。
③会員薬局の対応等	③一応リストの中から選んで頂く規定になっているが希望商品がなければ券の金額(2500円)に見合えば対応させていただきます。
④コメント	④原則としてリストの中から選んで頂く様、利用者の方には理解して頂く事がまず大切ですが、どうしても利用者がそのおむつの利用価値を高く評価しているのであれば、利用者よりその意向を松戸市に伝え検討して頂き時間はかかると思いますがリスト設定時にリストに加えて貰えれば一番良いのですが。

介護相談事例 56 ケアマネジャーを替えたいができるか？

①サービス利用者	①利用者70歳代の要介護5の男性、脳出血後遺症5年、気管切開、胃ろう造設。相談者 妻
②相談内容	②気管切開をしているので利用出来るショートステイが非常に少なく利用料も高い。在宅で見られない時は手術をした病院(今も定期受診している)に入院扱いで受け入れて貰っているので助かっている。これに対してケアマネジャーはショートステイ代わりにいちいち入院するのは良くない。わがままだと非難される為ケアマネジャーを信頼できない。ケアマネジャーを替えたいが出来るのか。
③会員薬局の対応等	③ショートステイ代わりに病院に入院にする事が、非難される事かどうか難しいがケアマネジャーの変更は自由です。と回答した。
④コメント	④同じ事業所にケアマネジャーの変更を申し出て、それが無理なら、他の事業所のケアマネジャーに相談してみたら良いと思います。ケアマネジャーの変更は、月の途中ではなく、次の月からにすると自費が発生しなくてスムーズにいきます。

介護相談事例 57 「処方箋は金券だ」この処方箋の金額に見合った栄養剤と交換して欲しい。

①サービス利用者	①70歳代の男性、皮膚科通院中、軽い皮膚疾患あり。
②相談内容	②いつも同じ軟膏が皮膚科から出ていて、いっぱい残っているので今回は薬はいらぬが1割負担でいつも900円払っているのに、実際にはこの処方箋は9000円分の金券だ。代わりに定価9000円のカルシウム剤を貰いたい。
③会員薬局の対応等	③え？ 一瞬、言っている意味がわからないくらいの唐突な申し出に啞然としたが更なる申し出により持参の処方箋でカルシウム剤が買いたいとの事、あまりに理不尽な申し出に即座に断りました。処方箋はお客様の病気を治す為のお薬を医師が書いた大切な書類で金券ではないことを説明した。
④コメント	④更にびっくりした事はそのお客さんは自分の思い通りにならないと判ったとたん、急に開き直り他の薬局ではこれで売ってくれたのに融通の利かない「くすりやだ」と言って帰って行ったそうです処方箋はあくまでも公文書、金券ではありません。お客さんのたくみな誘惑に負ける会員薬局はないと思いますが、いずれにしてもお気をつけください。

介護相談事例 58 入退院を繰り返し歩行困難になった。介護保険で手すりをつけられますか？

①サービス利用者	①79歳の男性、相談者は72歳の奥さん。
②相談内容	②昨年、春より4回入退院を繰り返している。足がふらつきドスンと転ぶ事が多く玄関から門まで階段が多く手すりを取り付けたいが介護保険で援助して貰えると聞いたが本当にそんなサービスが受けられるのか。介護者が元気だと介護は受けられないとも聞いているが正しい情報が知りたい。
③会員薬局の対応等	③在宅支援センターに連絡し、介護認定の手続きをして頂くようお願いしました。奥さんが元気でも介護サービスは受けられます。
④コメント	⑤ 介護保険を利用して手すり等を設置するサービス（住宅改修）も介護認定を受けてないと受けられません。介護認定を受けるには市より送られてくる介護保険証の中に介護支援事業所の一覧も同封されています。介護支援事業所のケアマネジャーは介護プランを立てたり細かい相談にのってくれます。

介護相談事例 59 大人の紙おむつ代金は医療費控除の対象になりますか？

①サービス利用者	①利用者 70歳 要介護2の女性 相談者 本人
②相談内容	②脊柱管狭窄症、膝関節症、神経因性膀胱等疾患があり動作緩慢にてトイレが間に合わずリハビリパンツと尿取りパットを使っている。1ヶ月のオムツ代（6000円～7000円）が家計を圧迫している。介護2の為オムツ券も貰えない。大人の紙オムツは医療控除の対象になると聞いたがどんな手続きをすればオムツ代金の援助が受けられるのか。
③会員薬局の対応等	③オムツの代金の直接の援助ではなく確定申告をする時にオムツ代としての

	金額を申告する事により控除が受けられるという事だと思います。
④コメント	④大人用紙オムツは医療控除が受けられます。医療控除を受けるには、医師の発行した「オムツ使用証明書」と紙オムツ代金である事、使用者の名前が明示された領収書が必要です。詳しくは税務署に問い合わせ下さい。
追記	<p>高齢者及び高齢者を扶養している人の税負担が軽減されます。</p> <p>医療費控除（おむつの購入費用）</p> <p>納税義務者本人やその家族が病気やけがなどにより、10万円か、所得の5%を超える額（ただし、所得が200万円以下の人）の医療費等を負担した場合。</p> <p>（おむつの購入費用については、寝たきり状態にある人でおむつの使用が必要であると医師が証明した場合）</p> <p>所得税・市県民税 他の医療費と合算して算出</p> <p style="text-align: right;">（平成25年度版 ながいき手帳より）</p>

介護相談事例 60 デイケアの扱いが乱暴で預けられない。

①サービス利用者	①利用者 77歳 要介護4の女性 相談者 79歳の夫（2人暮らしで夫が妻の介護をしている。）
②相談内容	②階段から転落したのがきっかけでそれ以降歩行不能となった。リハビリやマッサージ、針やお灸に通ったが回復はなく歩行不能のままの事。 その為デイケアには6～7年通っているが最近デイケアで怪我をさせられる事が多くなった。お風呂に入れる時に手すりにぶつかった、トイレでしりもちを着いた等色々な事があるらしく生傷やあざが絶えない。大きな怪我ではないので許容範囲かもしれないが安心して預けられない。
③会員薬局の対応等	③その不安や心配の気持ちをケアマネジャーに相談したら良いのでは。
④コメント	④利用者の体重増加やスタッフの入れ換え等で手違いが発生する場合もあると思われるが、ケアマネジャーにケア内容を把握して貰い利用者の状況に添った安全性の高いケアの内容を検討して貰う事も必要不可欠です。

介護相談事例 61 急に体調悪化の為ヘルパーを頼みたい。

①サービス利用者	①利用者93歳の夫と59歳の息子と3人暮らしの87歳の女性 介護認定は支援1 相談者 本人（息子は就労中、夫は持病がある。）
②相談内容	②数日来風邪を引いて寝込んでいる。隣人が処方箋を持って来局。薬は届けて欲しいとの要望の為、調剤し届ける。3日も寝ていて食事は夕方息子さんを買って来た物を食べているが洗濯物が溜まって困っている。枕元には汗を拭いたタオルや汚れた下着が散乱していた。ヘルパーを頼みたいがケアマネジャーはたまにしか来ないのでどうしたら良いか困っている。
③会員薬局の対応等	③ケアマネジャーの名前や電話番号等連絡先がベッドサイドの台の上にあった為早速その場で連絡、事情を説明し訪問の要請をした。 結果その日の内にケアマネジャーが訪問、翌々日よりヘルパーが導入された。後日ケアマネジャーが来局、連絡して貰って良かったと挨拶があった。
④コメント	④認定度 支援1、支援2は比較的軽い判定で予防給付に位置づけられ基本的

	<p>にケアマネジャーの訪問は3ヶ月1回となっている。今回利用者は風邪で寝込んだ結果日常生活動作（ADL）が著しく低下した為ヘルパーの導入が出来た。ADL 低下継続の為ケアマネジャーは変更申請を行ったとの事。介護度が上がり介護給付になれば支援の中も広がりケアマネジャーの訪問も1ヶ月に1回以上の為。</p>
--	---

介護相談事例 62 足腰が痛く家事も出来ない為配食サービスを受けたい。

①サービス利用者	①介護度 要支援2の息子と二人暮らしの87歳の女性
②相談内容	②最近、足腰が痛く歩行に支障をきたしている。近医やコンビニに行くのに歩行器を使用して休み休み歩いている。台所に立つことも出来ず、調理もままならない。息子さんがいる時はお弁当を買ってきて貰うが息子さんは就労中で週2回位しか帰って来ない。その為息子が留守の日に配食サービスを受けたい。
③会員薬局の対応等	③配食サービスの対象者は一人暮らし、または65歳以上の高齢者世帯です。相談者は息子さんと暮らしていて対象外の為、民間の業者を紹介した。
④コメント	<p>④配食サービスは介護認定を受けていて日常生活に支障があり調理が困難で</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 満65歳以上の単身者 ◎ 満65歳以上の高齢者世帯 ◎ 満65歳以上の高齢者と障害者の世帯が対象となります。

☆2010年（平成22年）1月～12月

介護相談事例 63 服薬管理のできなくなった高齢者夫婦への対応。

①サービス利用者	①介護度4の女性（79歳） 相談者83歳の夫 二人暮らしの高齢者世帯のようなもの（息子さんが2階に住んでいるが殆ど交流なく無関心）
②相談内容	②最近オムツ券がないから自費でオムツを購入した。また薬がないとのトラブルが多くなった。妻の薬を夫が管理しているが一包化指示あるも朝昼夕寝の前と用法も多く混乱してしまった為2年前より薬局にて服薬カレンダーを作成2週間に1回処方箋発生の度に作成し投薬しているが、最近夫はその管理もきちんと出来なくなった。残薬ないとの再三の訴えに残薬確認のため訪問した。服薬カレンダーのあちらこちらに飲み残しや日付けの先の方が抜けていて服薬のコンプライアンスは劣悪であった。
③会員薬局の対応等	③居合わせたヘルパーよりケアマネジャーに連絡して貰った。ケアマネジャーがその日の内に来局してくれた為、事情を説明した。ケアマネジャーによると衛生面も劣悪で尿で濡れたままディサービスに行ってしまう、そちらの施設からも連絡が入っている為近日中に無関心の息子さん、他市に住む娘さんも交えてカンファレンスをする予定との事。夫の介護認定の予定もあるが夫が拒否しているとの事。
④コメント	④今回のケースは相談を直接受けたわけではないが患者や患者家族の様子や

	<p>変化を見抜いて問題点をさぐり介護関係スタッフ、あるいは身近な親族に知らせ係わっている人達に知って貰う良いきっかけになったと思います。</p> <p>服薬のコンプライアンスのレベルの把握は重要です。忙し過ぎてそこまでは出来ないと思われがちですが、服薬指導は少なくとも対面で行う為、患者さんやその家族の問題点や変化をキャッチ出来る位置にある為そういう人達を見出す一番身近な存在かも知れません。</p>
--	---

介護相談事例 64 杖はどちら側に持つのが良いのですか？

①サービス利用者	①相談者 介護度1の 男性（70歳代） 本人 股関節が変形している。
②相談内容	②歩行が不安定になってきたため杖を購入したいが。当該薬局で取り扱っている杖を購入して頂いた。その際杖の扱い方についていくつか質問があった。特に杖はどちら側に持つのが良いのか等。
③会員薬局の対応等	③素人考えでは悪い方の足に杖をついた方がいいのではと考えますが、当薬局の他の患者様の多くが状態の良い方の側についている為、「良い方の側についている人が多いですよ。」と答えました。
④コメント	<p>④加齢とともに立った時や歩いている時のバランスが悪くなり、筋力が低下してくる為にバランスを崩し転倒しやすくなる。杖は歩く機能を補う事で歩くのが楽になり、歩行距離を延ばし外に出る楽しみが持てる。</p> <p>杖の使用方法として一般的に</p> <p>①健足側（疾患のない側）に杖を持ち、そのまま杖を前に出す。</p> <p>②患足（麻痺や痛みのある足）を前に出す。</p> <p>③健足を揃える。</p> <p>上記を繰り返して歩行のリズムを取る事で、身体も支えられ安定性が向上し、歩行の改善につながる。</p>

介護相談事例 65 電動車いすのレンタルは可能ですか？

①サービス利用者	①介護認定申請中の女性（68歳） 相談者 本人
②相談内容	②股関節が悪く痛みが著しいので歩行困難。整形外科に通っているが痛み止めの坐薬と貼付剤を貰っているだけ。その為、屋内はキャスター付きいすで移動外出時は杖歩行、買い物は電動自転車を片足でこいでいるが危険の為限界との事。介護保険を利用して電動車いすのレンタルが出来ると良いのだが・・・。
③会員薬局の対応等	③先日、健康介護まちかど相談薬局の研修会で講師をして下さったみのわケアサービスセンターに電話で相談した。電動車いすのレンタルは可能。介護認定が出たらケアマネジャーを決めて相談する様にとのアドバイスをもらった。早速その旨を相談者に連絡した。
④コメント	④電動三輪車、電動四輪車のレンタルについて 電動車は電動車いすの分類に入るが実際は虚弱高齢者用の乗り物としての位置付けが強い。高齢者が日常的に行う買い物や通院等屋外での利用が主となる。走行能力は最高時速6kmで持続走行距離が約20～30km。運転免許がな

	くてもレンタルできる。介護保険の認定が決定したらケアマネジャーと相談し必要性を検討した上でレンタルが可能となります。
--	--

介護相談事例 66 定期的来局の患者さんの変化に気づいた時の薬局対応。

①サービス利用者	①利用者 一人暮らしの女性（84歳）
②相談内容	②週に1度来局の方。顔に紫色の内出血の跡があり、次の週もきちんとした治療を受けた形跡がなかった為、どうされたのか尋ねたところ本人は転んだと言ったが定かではない。よく転ぶようで視力も衰えている様子だった。万が一のことも視野に入れ、こんな時はどうすればよいかを会事務局に相談先について問い合わせし、地区の在宅支援センターの連絡先を覚えてもらった。
③会員薬局の対応等	③次の来局日にも、その女性は訪れました。今回は、打撲のあとや擦り傷もなく外見的には問題なかった為、このまま注意して様子を見ていきたいと思いません。
④コメント	④定期的に来局する患者さんの変化を見抜く事ができるのも薬剤師の観察眼に係っています。まさにまちかど薬局ならではの成果と言えるのではないのでしょうか。

介護相談事例 67 救急車も呼べないひとり暮らしの不安。

①サービス利用者	①相談者 56歳の一人暮らしの女性
②相談内容	②昨夜、動悸があり気分が悪くなった。少し我慢をしたが回復なくどんどん悪化した。あわてて救急車を呼ぼうとしたが手が震えて電話ができない。右往左往しているうちに動悸は治まったので一応安心したが、一人暮らしの不安がつづのる。
③会員薬局の対応等	③一人暮らし対象者に緊急連絡の電話の設置のサービスがあるので、地区の民生委員に相談するようにすすめた。
④コメント	④民生委員に相談すると市に申請してくれます。65歳以上の高齢者の一人暮らし世帯が対象となります。設置費用は市県民税非課税の方は無料、課税対象者は有料になります。

介護相談事例 68 通院拒否、救急車出動時も拒否する70歳の妻。

①サービス利用者	①相談者 70歳の女性の夫77歳
②相談内容	②妻はペースメーカーを挿入しているが2年前より通院拒否をしている。体調が悪くなっても通院せず残薬を服用している。救急車を呼んでも拒否する始末。最近、夜起き出して冷蔵庫の食べ物を食べたり1日中独り言を言っている。
③会員薬局の対応等	③訪問診療による受診、介護認定の申請を行うようアドバイスした。結果：訪問診療開始となったが1回受診後入院となる。介護保険の申請もして入院中であるが介護認定調査も終了した。近々退院予定との事。介護サービス利用検討中。
④コメント	④迅速に状況が進み薬局のアドバイスも効を奏した事例と思われます。患者さ

	んとの信頼関係の積み重ねが大切と思われます。
--	------------------------

介護相談事例 69 通いで両親の面倒をみている。今は元気だが寝たきりになったら不安。

①サービス利用者	①利用者 93歳の義父（夫の父親） 相談者 63歳の嫁
②相談内容	②夫の両親の支援に週3回、夫の実家を訪問している。 最近、要介護3の義父が急に足腰が立たなくなり、横になっている事が多く、じょくそうが出来痛がっている。日常生活動作（ADL）は今のところ両親とも自立しているが、今後寝たきりにでもなったらどうしたらよいか。同居していない為介護支援にも限りがあるので。
③会員薬局の対応等	③介護保険の更新時期は来年との事だが、もし寝たきりになる事も想定しているのなら、介護の手間が広がる事を勘案して介護度が上がるよう変更申請をしたい旨ケアマネジャーに相談してみたら。
④コメント	④現在どんなサービスを受けているのか、じょくそうの程度の把握も必要でしょう。また、まだ寝たきりになっていない為、今、変更申請をかけても介護度が上がるかどうか疑問です。実際寝たきりになってからでも遅くはないのでは。 ちなみに介護3では1ヶ月の支給限度額が267,500円（利用者負担額はその1割の負担です）でこれだけの範囲のサービスが受けられるので、まずはサービスの利用状況を見てからの方が確実でしょう。 また、じょくそうの程度によっては、福祉用具の床ずれ防止用具を検討し、主治医に連携をとり、訪問看護導入の指示をもらうことも必要でしょう。

介護相談事例 70 訪問診療を受ける時の手続きや費用について。

①サービス利用者	①利用者 97歳の女性（要介護3） 相談者 75歳の娘さん
②相談内容	②月に1度ショートステイを利用している。（今日7日ぶりに帰ってくる）医学的に悪い所はないが足が立たなくなり車がない為、今は診察も定期的に受けられない。娘さん夫婦も高齢で外出時の介助は困難を極めている。（4～5段の石の階段を下りなければ道路に出られない） 訪問診療を受けたいがどんな手続きが必要なのか。費用はどの位かかるのか？噂では1回35000円掛かると聞いたが、そんなに高い金額は出せない。
③会員薬局の対応等	③ケアマネジャーに往診の先生を頼みたい希望を伝え、相談してみてください。
④コメント	④手続きはケアマネジャーにお願いできるが、面談は家族が直接行わなければ成りません。その時主治医の紹介状等あれば尚良いでしょう。 訪問診療（在宅医療） 医療機関への通院が困難で家庭で療養生活を送る方。訪問診療をしてくれる医師がこれからのかかりつけ医となります。 いままでの主治医の情報があれば連携がとりやすい。訪問診療は医療保険と介護保険も適応となり、療養費は1割～3割と患者負担は異なります。 具体的な費用は依頼する機関の相談員に問合せする。

介護相談事例 71 介護サービス事業者への不満。

①サービス利用者	①利用者 大正14年生まれの84歳の男性 相談者 本人 相談レベルではないが服薬指導時に本人が介護サービスへの不満をぼやいていた。
②相談内容	②今までの認定では要支援2だったが今回の更新で介護1になった。その事でサービス（やって貰える事）は増えたが、その分お金を払わなくては行けない。払うお金がない。今まで通りで良いのに。
③会員薬局の対応等	③介護度が上がってもサービスは本人や介護者の意向に添って決定される為、必要のないサービスは中止できると思います。ケアマネジャーとの相談が必要です。
④コメント	④介護度が前回と変わった時は利用者、家族、ケアマネジャーとでよく話し合い原案を立てそれに添ったケアプランを作成してもらう事が基本です。ケアプランがしっかり作成されれば利用料もはっきり提示されますので納得できる範囲のサービスの提供を受ける事が出来るでしょう。

介護相談事例 72 認知症の患者さんを地域で見守る取り組みについて。

①サービス利用者	①利用者 77歳の女性（独居） 相談者 本人
②相談内容	②2回にわたって「薬局の薬がなぜ自宅にあるのか分からない。誰か届けてくれたのか？」との同じ問い合わせにて来局。2回目は「家に鍵をかけているのに、置いておいた財布が無くなっている。盗まれたようだ」とつじつまの合わない話しをしていた。
③会員薬局の対応等	③個人情報開示の懸念ある為、市の介護予防推進担当室、および薬剤師会に相談の結果、地域の在宅支援センターに連絡した。支援センターでもその利用者については把握していて今後更なる見守りと支援の手を差し伸べていくとの回答を頂いた。
④コメント	④介護分野においても守秘義務がありますので、個人情報は保護されます。地域の支援センターには様々事例が持ち込まれています。いわば地域の駆け込み寺のようです。患者さんの住所地の支援センターに連絡するのが問題解決への早道となるでしょう。 地区在宅介護センターでは住み慣れた場所で安心して暮らせるよう地域で認知症の方とその家族を見守る取り組みをしています。

介護相談事例 73 認知症の夫の処遇について。

①サービス利用者	①利用者：認知症が進行している69歳の男性 相談者：62歳の妻 (大病院の看護師長として長年勤務、リタイア後、夫と二人暮らし)
②相談内容	②ここ1～2年認知症進行、夜中にベッドから落ちたり、とにかくじっとしていない。デイサービスにはなんとか行っているものの、ショートステイは常時

	付ききりの介護が必要の為、対応仕切れないとの事で、途中で帰されたりしている。ずっと見てくれる施設を捜しているが、入居金500万円、月々30万円かかると言われた。何の為の介護保険制度なのか。長年勤務した病院も自分が相談する立場になると冷たく納得する回答はない。
③会員薬局の対応等	③薬局としては相談者も不安定気味の為、刺激しないよう共感し、とにかくケアマネジャーに相談し納得のいく方法を選び、長期になると思うので自分の身体のケアも考えながら気負わずに介護する事を話しました。
④コメント	④認知症対応の施設としてグループホームがあり松戸市内にも最近増えて26施設くらいあります。既存の施設はどこの施設も満床でそれぞれに順番待ちをしています。 新規募集のところは結構入り易いとの事です。新規開設（1年に1～2ヶ所）の情報をケアマネから得て、場所の見学、対応、費用など家族が充分納得の上契約します。施設により差はありますがグループホームの入居金は30万円前後、月々の費用も18万円前後です。

介護相談事例 74 薬の飲み合わせについて。

①サービス利用者	①利用者 介護度3の84歳の女性 相談者 担当のケアマネジャー
②相談内容	②利用者が多種類の健康食品を飲んでいる。 今服用しているくすりとの飲み合わせについて心配なので調べて欲しい。
③会員薬局の対応等	③健康食品の中でカルシウム剤の入っているものがあつた。 処方薬はワンアルファ、アスパラ CA錠が含まれていた為、カルシウム剤を含んだ健康食品を中止するよう指導しました。
④コメント	④複数の医療機関を受診し、お薬の重複が見られる患者さんも多いため、普段から服薬指導を通して明らかになった場合は、速やかに中止の処置が求められますが、健康食品に至ってはなかなか明らかにならず難しい。介護現場から上がってきた情報は貴重です。健康食品自体を見極めるのも難しいですが職種を越えた介護現場において、このような事例は薬剤師にしか出来ない、正に介護現場に薬剤師の出番となります。頑張りましょう。

☆2011年（平成23年）1月～12月

介護相談事例 75 ベッドを購入するか借りるか迷っている。

①サービス利用者	①利用者 : 100歳代の女性 相談者 : 70歳の息子さん
②相談内容	②100歳代の母親が大腿骨骨折で手術をして入院中だが2週間後に退院予定。退院後は家庭で介護をする。母親は歩けない。ベッドを購入するか、それとも借りるか迷っている。
③会員薬局の対応等	③ベッドは借りるよう助言した。

	<p>介護認定されていないのでまずは介護申請をする事。 ケアマネジャーを決める事。 尚、退院時に介護認定がされてなくても、主治医のコメントがあればベッドは借りられる旨を伝える。 その後介護支援事業所選びも手伝い、ケアマネジャーも決定。 そのケアマネジャーが退院までにベッドは借りられるように手はずをとって くれています。</p>
④コメント	④ベッドは1ヶ月、1,800円位から借りられます。ベッドの付属品としてマットやサイドテーブル等も必要です。それぞれに代金がかかります。付属品はどうしても必要なもの等ケアマネジャーと相談して決めましょう。

介護相談事例 76 50歳代末期がんの家族が退院。家族で看護していけるか不安。

①サービス利用者	①利用者 : 50代男性 相談者 : 妻(定期的に妻の処方箋調剤を当薬局で受けていたが、夫が癌で入院中という話におよんで)
②相談内容	②H.22年6月初め、来局時ご主人が大腸癌で入院、手術となり一両日かやまと主治医よりお話があったといわれていた。7月来局時、主治医より末期癌との話を受け、退院し、自宅で訪問診療となるという。ストーマもつけているし、これからどうしたらいいのか、家族で看護していけるのか心配だと話される。
② 員薬局の対応等	③50代の方は、介護保険で第2号被保険者にあたり特定疾病(今回の場合末期癌)により介護が必要になった時は、保険給付の対象となるので、介護保険の利用も考え、介護支援課へ相談するようにすすめる。 後日、病院でも話があり、市役所へ申請したとのこと。
④コメント	④薬局さんでの対応は的確だと思います。 訪問診療を受ければ医師と身近に相談ができて指導も受けられます。訪問看護(常に医師との連携をとりながら対応)訪問入浴(ベッドの横で浴槽による入浴)訪問介護(ヘルパーによる身体介護。清拭やおむつ交換)等トータル的に家族を支えてもらえます。介護度認定の結果がでたらケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成し、介護者に添った必要なサービスを優先的につけていけば、在宅での療養も1~2ヶ月で落ち着いてきます。

介護相談事例 77 介護拒否高齢者夫婦。ともに歩行困難。薬局に機転によりサービス利用につながった事例。

①サービス利用者	①利用者 : 80歳代の夫婦 相談者 : 80歳代の妻(本人)(当薬局のサービスお届け対象者)
②相談内容	②複数の医療機関受診中のご夫妻のサービスお届け時、玄関先で転倒、本人すぐ立ち上がったが辛そう。大事なかと訊ねるも頑張るで大丈夫と言い張るばかり。最近よく転び、昨日も病院の廊下で転倒との事。 歳ですもの仕方ないとの事。(あざだらけとの事)。夫婦とも認定を受けており、

	夫のみ外出時介護タクシーの利用をしている。色々（サービスについてと思われる）言われるけれど、人の世話にはなりたくないとの事。でも明日からどうしたらいいのでしょうか。ケアマネジャーに連絡すると大げさになるでしょう。困ってしまう。
③会員薬局の対応等	③翌日数度電話するも出ない為、心配になり地域在宅ケアセンターを通してケアマネジャーに連絡して貰った。 後日、こんなに転倒を繰り返していることは、知らなかったとの事。 数週間後サービスお届けの為訪問。相変わらず4点杖でやっと歩行していたが、笑顔がありケアマネジャーが来てくれて電動ベッドの設置やヘルパーの手配をしてくれたとの事。
④コメント	④その後も家に連絡をいれたり薬局さんの気遣いと、在宅ケアセンターへの連携をとるなど誠意のある対応は非常に良かったと思います。 職種としての立場もあり、踏み込めないときに等は今回の事例の場合、介護保険で福祉の方面からケアマネジャーに家屋の整備環境や家族状況を把握していただき、あせらずに、すぐサービス（デイサービス、デイケア）等につなげる前によくお話を聞きながら、なぜ転倒が多いのか、転倒を少なくするには何が必要かを話し合いをしていくうちに信頼関係が出来、少しずつ心を開いていただくと良い結果が出てくるでしょう。 人の世話になりたくない等でサービスを嫌う高齢者は多い。見かねて声をかけるも受け入れない。 危険を感じて役所や在介に連絡する場面に出会う事もあります。個人情報の観点からも非常に難しいと思います。

介護相談事例 78 介護保険導入後支払等でトラブル。

①サービス利用者	①利用者：75歳の男性 一人暮らし 相談者：本人
②相談内容	②腕を骨折して入院していたが勝手に退院した為、日常生活にこまっている。その為、介護保険を使いたい。
③会員薬局の対応等	③介護保険の申請のお手伝いをした。その後、認定結果も出て介護保険を使うようになった。ケアマネも引き受けた。 福祉用器(尿器)なども買いヘルパー、導入にも繋がったが、その後、支払いをめぐってトラブルになり、結局、ヘルパー中止そしてケアマネジャーも中止となった。本人は介護保険の理解力がなく、信用できない様子だった。
③ コメント	④ 際、日常生活にも困っているのに本人の認識力、理解力の低さと、周囲から見るとやや身勝手と見られる行為に周りの支援者が振り回される困難な事例です。介護保険の手順としての申請、認定調査、審査判定、ケアマネジャーとの契約までは済んでいて、そこまでは自己負担はない。その後のサービスを導入する際の料金発生（自己負担1割）からトラブルになっているようです。サービスが必要なのにケアプランの実行を拒否したり、納得出来ない場合は、地域包括支援センターに直接相談に行くか、再度ケアマネジャーに依頼するしかありません。利用者の身内か友人でキーパーソン

	ンとなる人がいると、とても連携がとしやすいのですが。
--	----------------------------

介護相談事例 79 おしりに褥瘡ができてしまった。

①サービス利用者	①利用者：86歳の女性 相談者：64歳の独身の息子さん。
②相談内容	②86歳の母親が急に歩けなくなり、食事も摂れなくなった。お風呂にも入れない為、お尻にじょくそうが出来てしまった。
③会員薬局の対応等	③介護保険の申請を勧めた。申請方法説明。介護保険で受けられるサービスについて説明、特に訪問入浴等について話しました。その後介護保険申請。今では訪問入浴を利用し、今後も継続したいとのこと。たいへん喜んでいいる。
④コメント	④介護保険が始まり10年経ちましたが、次々新しい利用者が出てくる為申請方法や介護保険の仕組みなど良く分からない人もいると思われます。その為まちかど介護相談薬局はもちろん、まちかど介護相談薬局でない薬局であっても患者さんより介護に関する相談があった場合、当事例の薬局のように的確に回答出来るよう介護について研鑽しておくといいでしょう。

介護相談事例 80 自分の言う通り動いてくれるケアマネジャーに替えたい。

①サービス利用者	①利用者：75歳の男性(独居) 相談者：本人
②相談内容	②誰かいいケアマネジャーがいたら紹介してほしい。 なぜかと聞くと、ケアマネジャーが言うことをきかない。週3回ヘルパーに来てもらいたいが2回しか来させない。 自分の言うとおりに、はいはい 動いてくれるケアマネジャーに替えたい。 数年前、ビルの3階から落ちて足を損傷。その時、介護2の認定を受け、デイサービス、ヘルパーと色々なサービスを受けていた。 現在の認定は「支援1」
③会員薬局の対応等	③杖も使わずしっかり歩ける「支援1」は、ヘルパーは週2回以上は使えないため、そのケアマネジャーは正当なことを言っている。他にケアマネジャーを変えても状況は変わらない旨話しました。
④コメント	④介護保険のことを良く理解していないのでしょう。 介護度が軽くなれば当然サービスの使える量は少なくなります。今まで色々なサービスで人に頼ることを楽に感じてしまい、元気になってもサービスを継続したいと望む人も中にはいるのでは。

介護相談事例 81 3. 11震災で受診できなくなった高齢者への在宅医療の導入。

①サービス利用者	①相談者：88歳の女性
②相談内容	②3月12日、〇〇市のJ医大附属病院に受診予定だったが、地震の影響で行かれず、薬がきれてしまったので、同効薬を一般薬でいいので買いたいという電話相談があった。 相談者は四点杖でやっと移動できる状態。病院受診時は娘さんの介助のもと、松戸から柏まで往復タクシーを利用している。 その娘さんは地震の時に腰を打ってしまいつきそいできなくなってしまった。

	そのためJ医大はもとより、近隣の医院へも行けない状態だという。
③会員薬局の対応等	③消炎鎮痛剤(ロキソニン)、胃炎防止薬(ムコスタ)を服用。 一般薬がないわけでもないが、診察が必要と思われA診療所さんを紹介した。その後A診療所の先生が往診してくれたとの事。家にいてお医者様に診ていただけて、ほんとうによかったと電話をしてくれ、よろこばれた。
④コメント	④介護者に突然おこる事態の中、薬もきれてしまったお困りの高齢者に在宅診療の期間を紹介し、その後診療所から往診してもらえた事はとても良い対応が出来たと思います。 その後は医療関の連携のもと、患者さんと家族の意向に添って安心出来る生活になるよう、介護保険に関わる相談をケアマネジャーと話し合ひましょう。 介護保険は介護、医療、福祉の総合支援となっています。

介護相談事例 82 杖を購入したい。介護保険は使えますか？

① サービス利用者	①当薬局利用者 介護度不明
② 談内容	②杖を購入したい。見本等で試して使える所はないか？介護保険は使えるか？
③会員薬局の対応等	③ 隣の介護用品取り扱い店を教えた。 介護保険では購入できず¥150/月のレンタルのみと伝える。介護保険を使う場合はケアマネジャーさんを通す必要があるため、まずはケアマネジャーに相談するよう伝えた。
④コメント	④相談者(患者さん)が介護認定を受けているのでしょうか？ 認定されていれば介護度にかかわらずレンタルが出来ますが、但し多点杖(4点杖)のみで、1本杖は介護保険で購入もレンタルも出来ません。 お試しのレンタルは期限付きで可能です。ケアプランを作成しての福祉用具レンタル可能となるため、ケアマネジャーに相談する必要があります。

介護相談事例 83 通院のタクシー代がばかにならない。ヘルパーは280円で頼めると聞いたが

① サービス利用者	① 介護1の85歳の女性 相談者 同居の嫁(就労中)
② 談内容	②腰がまがり通院が大変になった。嫁は会社を休んで通院介助をしている。タクシーで通院するためタクシー代もばかにならない。以前1時間280円でヘルパーをつけることができると聞いたが、そんなに安いのなら利用したい。(280円でタクシーも利用できると思っているような話しぶり)
③会員薬局の対応等	③ヘルパーサービスは仕事によって金額はことなっている。1時間2800円前後と思われるが、その1割負担が介護保険適用となっている。通院の場合1時間と時間を見通せないこともある。2時間になるかも？またタクシー代は自己負担で280円の中にはふくまれていません。
④コメント	④要介護者の利用するタクシー代は原則自費となります。 ヘルパーさんが同行される場合は介護保険で(自宅⇄車の乗降⇄病院の受付迄)の範囲で利用出来、30分で250円位、1時間430円位の負担で利用できます。但し車中での見守りや受付後の院内の付き添いで依頼される場合は全額自

	己負担となり、その場合料金が事業所によって若干違いがありますのでケアマネジャーとよく相談して下さい。
--	--

介護相談事例 84 体調悪化の為、訪問の医者に来て貰いたいけどどうしたらよいか？

①サービス利用者	①90歳男性(要支援1)脳に腫瘍がある。手術の予定はない。 相談者：83歳の妻
②相談内容	②2～3日前より体調をくずしベッド上の生活。食事も摂れなくなった。歩行も困難になりトイレも間に合わず、またトイレが終わらないうちに立ち上がってしまいトイレまわりを汚すようになった。(頭はしっかりしているとのこと) 訪問の医者に来てもらいたいがどうしたらいいか。
③会員薬局の対応等	③かかりつけの医師に現状報告して往診してもらえるか相談して下さいと話し、相談者はすぐかかりつけ医に相談したが「手術なら受けるが他のことでは入院させられないし往診もできない。」との回答とのこと。そのため薬局より在宅専門医療機関に電話し事情を説明、結果かかりつけ医の紹介状持参できれば持参していただき、面談の上相談との回答であったが、そうこうしているうちに、本人が腹痛を訴え救急搬送となり、搬送先の病院へ入院となり現在も入院中。
④コメント	④いつもコメントしているように、病歴等詳しく伝えるためかかりつけ医の紹介状はかせません。その方が診療も導入もスムーズに行くと思います。

介護相談事例 85 申請をしたいが踏み切れないケース。

①サービス利用者	①大正12年生まれのお母さんと、その娘さん。
②相談内容	②介護保険で、どのようなサービスを受けられるのか？又、どうしたらいいのか(介護保険サービスに入るのには)
③会員薬局の対応等	③この患者さんは平成21年9月に上記の話があり、思い立った時に役所(支所)に行き、登録して下さいと話す。その後平成23年1月、転倒し頭を打ったり、最近「めまい」がしたり、それでも娘さんが毎日お母さんと散歩や買い物に行ったりして良く面倒をみている。しかし先日、突然外へ出て行き、江戸川のほうまで行ってしまった。やや認知症が出ているようですと娘さんの話です。そろそろ介護の認定を受けておいてもいいかもとお話をした。
④コメント	④◎介護保険は65歳以上の方、または40～64歳の特定疾病(16種類)の方が介護や支援が必要なときに利用できます。 12種類のサービスがあり利用料は原則費用の1割で受けられます。 ◎サービスを利用するには ①市町村の介護保険課に申請 ②市町村の職員などが自宅に訪問し本人の心身の状況など調査し合わせて主治医から意見書を作成してもらいます(意見書入手に関する費用は市町村が負担) ③調査の結果と主治医の意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し結果にもとづいて要支援、要介護1～5の判定を記載した保険証が送られます。

	<p>④ケアプランの作成を依頼します。</p> <p>認定結果をもとにケアマネジャーがどんなサービスが必要か確認し、プランを作り、そのケアプランにそってサービスを利用します。</p> <p>◎介護保険はささえあいのしくみです。40歳以上の加入者が納める保険料と国・都道府県・市町村からの税金を財源として運営され、介護サービスを利用する費用にあてることで、加入者とその家族をささえます。</p> <p>障害によって生活の自立に困ったらすぐ市町村の窓口にご相談しましょう。</p>
--	--

介護相談事例 86 街中で認知症の人と遭遇、職業柄ほっておけず関わってしまった。

①サービス利用者	<p>①80歳前後の女性</p> <p>デイサービスに通っているので介護認定は受けている。</p>
②相談内容	<p>②五香駅近くで帰り道がわからないと声をかけられた。松戸新田駅まで歩いていきたいのだが・・・。</p>
③会員薬局の対応等	<p>③徒歩では無理と思い五香駅まで案内したが切符も買えずマゴマゴ、手さげの中にサイフはなくデイサービスノートのみ。仕方なく交番に連れて行き、ノートのデイサービスや市の介護支援課に電話してもらったがデイサービスは留守電、介護支援課は何人もの人が対応、なかなかちががあかない。個人情報の問題もあるとのこと。結局、身元判明まで2時間くらいかかってしまった。(2時間の時間のロスが自分自身の計画を狂わせてしまい大変だった。</p>
④コメント	<p>④今回街なかでこういう事に遭遇され、さぞ戸惑いがあった事と思います。</p> <p>とても親切に対応され、的確な解決に導かれたと思います。認知症の方の徘徊には今回のような本人の身元が分からず、第三者がほんろうされる場合と、本人の行方を家族が探す場合がありますが、いずれも中々手がかりがつかめず、本人が家に戻るまでに相当の時間がかかっているのが現状です。</p> <p>認知症の周辺症状のなかでも徘徊のほか、幻視、幻聴、暴言、暴行、火の不始末、不潔行為、異食行動、性的問題行動 等々高齢化による認知症増加は深刻です。今回の事例ではデイサービスの営業時間帯にもかかわらず、留守電であったこと、市役所の介護支援課の対応がスムーズにできなかった事、デイサービス連絡ノートを持っていたのに本人の連絡事項の記載がない事など残念な事が多く、今後はお家族の方にも身元が判るよう名札を衣服やかばんに縫い付ける努力も必要な事でしょう。</p> <p>・・・その後娘さんからすぐ迎えに行くからと電話があり相談者は身元判明の経緯も聞かされずに帰宅されたとの事、何か割り切れないで気持ちもすっきりされなかったと思います。事故もなく解決でき、今回なされた事に敬意を表します。</p>

☆2012年（平成24年）1月～12月

介護相談事例 87 考えの違いにより利用者がケアマネジャーを替えたい。

①サービス利用者	①60歳の女性 約10年前 乳がん発症。術後通院はしていたが骨に転移、歩行困難となる。要介護3
②相談内容	②骨転移治療退院後、近くの介護事務所で訪問介護、ヘルパーの手助けを受けたいが自立できるようになった。 今年の10月で介護認定が切れるにあたって、ケアマネジャーからもう介護は不要ではないかと言われた。本人はびっくり。
③会員薬局の対応等	③病状はよくないし、入浴及び階段の昇り降りの介助が必要なのに。ケアマネジャーは変えられるのか相談を受けました。 ケアマネジャーは変えられる。誰が良いかは会ってお話を聞いて決めるのが良いのではと答えました。
④コメント	④今回の相談は利用者の思いとケアマネジャーの考えにくい違いがあるようですが、詳しい経緯が分からないため一方的にコメントは控えますが、ご相談のケアマネジャーの変更についてですが変更は出来ます。 利用者とケアマネジャー（事業所）が取り交わしている契約書の記載内容に基づき解約を申し出ればよろしいのですが、やはりケアマネジャーと利用者は信頼関係で成り立っていますので、それが崩れた時には残念ながら交代もやむおえないでしょう。介護保険は規制もあり、希望が要求通りにかなえられない場合もあります。介護保険制度を時間をかけて理解していくことが大切です。

介護相談事例 88 生活保護世帯は介護保険サービスを受けられないのか？

①サービス利用者	①70代夫婦 夫 末期がん 妻 心臓疾患 相談者 民生委員
②相談内容	②病院のケースワーカーに生活保護は介護保険を利用できないと言われた。ましてや家族がいる場合はヘルパーなどは頼めないとも言われたとのこと。妻は心疾患にて起きられないこともある。夫の世話ができないと民生委員に相談があったとのこと。（末期がんは介護の対象にならないとも言われた。）
③会員薬局の対応等	③生活保護の世帯でも介護保険と同様のサービスは受けられます。末期がんは特定疾患に位置付けられているのでサービスは受けられます。まずは松戸市生活支援課に連絡して下さい。
④コメント	④生活保護受給者の介護保険利用についてのご相談ですが、介護保険サービス利用で生活保護世帯に関する制約はありません。薬局さんの対応された通りです。 いずれにしても、複雑な介護保険制度のため、ケースワーカーさんの説明と聞き取る側の行き違いがあつて、誤解が生じたのでしょう。 福祉用具購入の場合には松戸市生活支援課の承諾が必要ですので、まずはケアマネジャーと相談されて、ケアプランを作成してもらおうと良いと思います。

介護相談事例 89 入院時揃えて欲しいリストを渡されたが病院の売店で売っていない。
どうしたらよいか？

①サービス利用者	①75歳の女性 要介護5の認定を受けている。 相談者は夫 79歳
②相談内容	②妻が入院した病院より入院時に揃えて欲しいリストが渡されたが病院の購買部には売っていない。どうしたらよいか。(リスト内容 舌ブラシ、体位変換器等)
③会員薬局の対応等	③舌ブラシは近くの歯科クリニックで購入。体位変換器は床ずれ防止用の洗濯可能なクッションとのことで介護用品のカタログがありましたので紹介した。
④コメント	④薬局さんの対応はよろしかったと思います。 相談者も79歳の高齢で、病院より説明は受けているとは思いますが、医療用の商品の知識も薄いと思います。奥様は介護5の認定を受けているとの事、ケアマネジャーがいるのであれば至急今回のリストの件を伝え、体位変換器はおそらく寝たきりで床ずれ防止のためにとと思われるので、福祉用具事業者を紹介してもらい体位変換器の必要性を検討し、奥様の状態に適した用具を選定されると良いでしょう。ケアマネジャーがいない場合はカタログ発行の事業者ご連絡すれば福祉用具専門相談員が相談にのってくれます。

介護相談事例 90 訪問服薬指導料500円は医療費控除の対象になりますか？

①サービス利用者	①85歳 男性 要介護4 相談者 40歳代の息子さん
②相談内容	②訪問診療を受けている。確定申告をするつもりだが薬局の領収書が2枚ある。訪問してもらっているので500円の領収書が発生しているらしいが、これは介護保険と聞いたが、医療費の確定申告の対象にはならないのか。
③会員薬局の対応等	③500円の領収書は薬剤師による居宅療養管理指導料に該当するため確定申告の対象となります。
④コメント	④訪問服薬指導は介護保険対象と医療保険の対象の2種類がありますが、基本的には介護保険を受けている人は介護保険が優先となります。医療保険の場合は訪問料の500円は医療保険に組み込まれるので領収書は1枚です。(1本化されている)介護保険対象者は2枚発生しますが、500円の領収書も医療費として扱われます。国保連合に電話し確認したところ、多分そうだと思いますとの回答。税務署に問い合わせるよう言われたが、税理士さんでもわからないから相談したと伝え、しっかり回答してくれと強く言いました。その結果、それでオッケーとのことでした。

介護相談事例 91 寝たきり患者の転院時移送費用負担について。

①サービス利用者	①要介護5 75歳 女性 認知症が進行し、夜間徘徊様の症状で転倒。転倒時頭部打撲 A病院ICUに搬送。外傷性くも膜下出血。症状は安定してきましたが、現在寝たきり状態。 相談者は高齢のご主人(79歳)
----------	---

②相談内容	②病院を転院(B病院)しなくてはならず、酸素吸入しながらの搬送になるそうで、費用が7～10万かかるとのこと。できるだけ安くすることはできないでしょうかと相談がありました。生命保険、損害保険は入っていないとのこと。
③会員薬局の対応等	③民間の医療用タクシーのようなところには人を介して聞いてもらっていません。また当薬局ではあまりその方面にくわしくないので、薬剤師会介護委員に何か安くできる方法か手段等ありましたら教えてもらえるよう手配しましたが、結局A病院の指示通り費用を支払いB病院に転院となりました。
④コメント	④今回の事例は、病院から病院へ転院する場合の移送費用についての御相談ですが、退院でしたら介護保険が適応されますが、転院の場合は介護保険が適応されず、自費となります。勿論介護保険を利用するにはケアマネジャーのケアプラン作成が必要となります。担当ケアマネジャーの移送可能な事業者の情報を参考にして判断します。ケアマネジャーがいない場合は転院の理由、患者さんの状況やB病院までの距離などを介護者がよく理解され、費用についても現在入院している病院のケースワーカーに相談されるとよいでしょう。具体的な料金の提示に関しましては、介護保険委員会としてはお返事できません。

介護相談事例 92 長期受診のない方の介護保険申請について。

①サービス利用者	①70歳代の女性(2級の精神疾患の認定を受けている)。 夫 末期ガンで入院中(市内の病院)。 息子 同居だが仕事でほとんど留守(夜勤もある) 相談者 夫を通してヘルパー
②相談内容	②夫が在宅の時はヘルパーサービスを受けていた。ほとんど一人暮らしになってしまった妻にもサービスを受けさせて食事などを作ってもらいたい。妻は夫の病院に行くのもスムーズに行けず時間がかかったり、食事の支度などもしていない様子。妻の介護認定を受けさせたいが、7ヶ月通院していないため、近医のかかりつけ医には意見書は書けないと言われた。他の病院に行くとかかったことのある医院に相談してくださいとのこと。一日も早くサービスを受けさせたいのだが。
③会員薬局の対応等	③暫定サービス利用できると思うので、薬局より市役所介護支援課に連絡し支援センターや医師と連携が取れるよう配慮してほしい旨伝えた。
④コメント	④介護保険サービスを受けていた夫が入院となり、妻にもヘルパーによるサービスを受けたいとのご相談ですが、先ず介護保険申請に必要な意見書を書いていただく主治医がいないようです。普段より、日常生活を見極め、不自由であれば、健康状態の診断を、受けておく事が大切で7ヶ月以上も受診していない事が問題です。 夫のケアマネジャーに相談されてアドバイスを受けてたり、以前受診していた、かかりつけ医に再度受診して、現在の具合を話してみる事です。

介護相談事例 93 退院後の介護サービス利用の手続き。

①サービス利用者	① 72歳男性 相談者 45歳の息子さん
②相談内容	② 72歳の父親にガンが見つかった。今入院しているが退院したら介護サービスが必要になると思うが、どう手続きしたらよいか全くわからない。
③会員薬局の対応等	③ 松戸市役所 介護支援課を介護保険証を持参してたずねるように話した。おおまかな流れも説明した。
④コメント	<p>④ 介護保険の手続きについての御相談ですが概略の説明をいたします。</p> <p>◎ 介護保険は65歳以上の方、または特定疾病（16種類）の方が介護に支援が必要な時に利用出来ます。介護保険には12種類のサービスがあり、利用料は原則1割負担で受けられます。</p> <p>◎ サービスを利用するには。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市役所の介護支援課に申請します。 ② 市の職員が自宅または入所中の施設に訪問し、本人の心身の状況を調査します。 ③ その調査と主治医の作成した意見書をもとに、「介護認定審査会」で審査しその結果に基づいて、非該当、要支援1,2、介護1～5の判定が記載された介護保険証が送られてきます。 ④ 非該当以外の方はケアマネジャーを選びケアプラン作成を依頼します。 <p>ケアマネジャーは介護度の限度範囲内でどんなサービスが必要か、本人、家族と相談し、ケアプランを作成し、サービスが開始されます。</p> <p>◎ 介護保険は支えあいの仕組みです。40歳以上の加入者が納める保険料と国、都道府県、市町村からの税金を財源として運営され、介護サービスを利用する費用に充てる事で、利用者とその家族を支援します。</p> <p>障害によって生活の自立に困ったら、すぐ市町村の窓口にご相談しましょう。</p>

介護相談事例 94 介護度が下がったのは制度が厳しくなったせい？

①サービス利用者	① 60歳女性。脳疾患にて2号保険者。独居（一人暮らし） 相談者 本人
②相談内容	② 介護保険の制度が変わり、審査がきびしくなり、介護3から介護2になった。そのため朝・昼・夕と食事の準備をたのんでいたヘルパーが、昼と夕だけになるとのこと。朝はパンを焼いて自分で用意するよう言われた。そのためケアマネジャーとけんかになった。別のケアマネジャーに変えたいがどうしたら良いか。
③会員薬局の対応等	③ まず介護3から介護2になったのは審査がきびしいとかの問題ではなく、日常生活の動作が向上しているため以前よりできることが多くなっているのでは？ また介護2のサービスの限度内のサービスとなるため、朝のサービスをぬかざるをえないのでは。ケアマネジャーは限度を守って計画を立てているので、別

	のケアマネジャーでも同じような計画になるので、よく考えたほうがいいと答えました。
④コメント	<p>④ケアマネジャーの変更についての御相談ですが、薬局さんの対応は的確なお答えだと思います。前回にも記載しましたが、介護保険は支えあいの仕組みで、成り立っています。</p> <p>財源も圧迫している状態をよく理解して、今受けている援助が適切であるか、過剰な援助を見直して、出来ることは、頑張るよう心がける事です。</p> <p>自分の思い通りにいかないからと、ケアマネジャーを変更したいというのは、身勝手な事です。お互いの信頼関係が崩れた時は、交代も可能です。</p> <p>要介護認定とは、介護の手間を計るもので、年齢×疾患×居住環境×意欲×能力×介護方法などの組み合わせから生じる結果です。</p> <p>その結果に納得がいかない場合、不服を申し立てる事は出来ますので、市町村の介護支援課に相談して下さい。</p>

介護相談事例 95 支援1で介護保険支給限度額を目いっぱい使っている。今後の心配。

①サービス利用者	①83歳男性一人暮らし。妻は10年前から入院。 要支援1
②相談内容	②今、週に1回ヘルパーさんに掃除をたのんでいる。最近腰の痛みがひどくなった。今は一人で通院しているが、一人で行けなくなったらどうしよう。今、介護保険の支給限度額をいっぱいまで使っている。
③会員薬局の対応等	③心身の状態が悪化した時は、更新の前であっても新たに区分の変更申請をすることができません。介護支援事業者に連絡してください。
④コメント	<p>④高齢で一人暮らしの方からの今後状態が悪くなった場合の不安に対するご相談ですが、心身の状態は医療で対応し、それに伴う障害を介護保険でサポートします。薬局さんが対応されたように区分変更申請は出来ますが、変更するには具体的に介護の手間が増している根拠を示す必要があります。</p> <p>心身の状態、または精神上的の生活機能低下に変化があり、悪化していると認められて初めて要介護度が変更（決定）されます。</p> <p>もっとサービスを受けたいと言う希望だけでは変更出来ません。有効期間まで待てない程の急激な悪化なのかケアマネジャーと相談して変更申請する必要があると思います。</p>

介護相談事例 96 患者主治医より依頼。認定結果が出たが本人どうして良いかわからない。かかりつけ薬局で相談にのって欲しい。

①サービス利用者	①81歳 女性 要支援1 タクシー利用で通院をされていらっしゃる。主治医より1包化の指示あり、お名前と用法を入力して1包化していたが、コンプライアンス不良のため、服用日も入力して1包化している状態の方。
②相談内容	②主治医（介護認定審査 医師、意見書をかかれた）より、介護認定結果がきたが、本人 どうしたらよいかわからない状態。

	<p>認定結果にも納得できないが、とりあえず、支援をお願いさせたいので、相談にのってやって欲しいとの依頼あり。</p> <p>日中、独居なのか、家に電話を入れても本人しかおられない。本人は家族がいると言われる。</p>
③会員薬局の対応等	<p>③本人の了解を受けたため、包括支援センターに薬局より連絡を入れた上で、本人にも電話をしてもらい、マネジメントをお願いすることにした。</p> <p>後から支援センター担当の方より連絡を受け、本人と話したところ、変更申請が必要になると思われるが、取り急ぎ、翌日訪問していただけることになる。</p>
④コメント	<p>④薬局さんが患者さんへの服薬の対応から察すると、患者さんは理解力に欠けているようですが、これからの高齢化社会で、一人暮らし、高齢者夫婦、日中独居の方が多くなるのは明らかで、地域の方の助けが必要になってくる事でしょう。</p> <p>今回の事例も、薬局業務多忙の中、医療機関から依頼をうけ、本人と連絡をとった上で、包括支援センターの担当職員との連携がとれて、ケアプラン作成(マネジメント)までに至った事は意義があると思います。</p> <p>これから地域在宅医療に取り組む薬剤師として評価が得られる事でしょう。</p> <p>認定結果に納得がいかない、変更申請に関しては、これから利用者の身体状態、生活環境、家族状況を見極めケアマネジャーが判断するでしょう。</p>

**介護相談事例 97 複数受診の患者さん、薬の種類は25種以上。
ヘルパーより薬の選択依頼あり。**

①サービス利用者	<p>①要介護4認定患者 ヘルパーさん(68歳)より</p>
②相談内容	<p>②病院(内科、整形、耳鼻科、眼科、外科、婦人科など)で多科にかかっているため、薬の種類が25種類位になり、この3月より咳が止まらず、困っている。近くのクリニックに相談すると「多いね。もうここは来なくていいです。」と言われた。お薬の選択をやってあげて欲しい。</p>
③会員薬局の対応等	<p>③直接本人よりの訴えでもないため、又どういう薬を服用しているのか不明のため、次回各科におかかりになる時に担当の先生に実情を話し、対応して下さい。</p> <p>調剤していただいている薬局さんにも相談して下さい。</p> <p>こういう時にかかりつけ薬局があると安心ですよ！</p>
④コメント	<p>④今回の御相談は介護保険に関する事例とは離れますが、常日頃薬局さんで、高齢者が専門科の外来を多く受け、くすりを各科でもらい、今回のような事で不安を感じている事があると思います。くすりの飲み合わせによる危険性をなくす意味で【おくすり手帳】の必要性、健康管理などお話しが出来るといいのですが、真剣に話を聞き、素直に受け入れられるか？今は良いと思ってした事が、余計な事とか、プライバシー云々、で難しい課題です。</p> <p>『医療連携パスシート』の前の段階として【おくすり手帳】の活用を啓蒙し、薬剤師一人、一人が患者さんに呼びかける努力をし、患者さんが処方薬をもら</p>

	う時に、どこの薬局へ行っても【おくすり手帳】の持ち合わせを言われる事で、浸透していくと良いのですが・・・。
--	---

**介護相談事例 98 同居していないが息子さんが終日介護に当たっている。
要介護3だがこんなケースでもおむつ券は貰えるのか。**

①サービス利用者	①65歳男性。(相談者) 息子さん 利用者 90歳の女性 介護3の認定を受けている。 基本的には独居。
②相談内容	②息子さんは利用者宅のご近所1～2分のところに住んでいる。ほとんど一日中介護をするために通っている。 介護3の人はオムツがもらえると聞いたが本当にもらえるのか、と来局。今すぐもらえるのかとのこと。
③会員薬局の対応等	③介護3以上の人がオムツをもらうためには市役所にオムツ券の申請をしてオムツ券が発行されたらその券と交換することができます。ただし、オムツ券は2500円相当のオムツ券と交換できます。市役所からそのオムツのリストも来ます。しかし、オムツ券は介護をしている家族に支給されます。家族といっても同居している家族が基本的に支給を受けられます。
④コメント	④今回紙おむつ支給についての御相談ですが、松戸市では介護保険で介護3～5の認定を受けている方の介護者におむつ券を支給しています。 該当の条件としては、①本人が松戸市に住民票があり同居の家族の方、②たとえ独居でも常時介護を担っていて松戸市に住民票のある親族の方とされています。 手続きとしては、市役所の介護支援課給付担当室に申請します。認定されると一般には月に1枚のおむつ券が送られてきます。おむつ30種類と利用出来る店舗一覧が記載された書類が同封されていますので、その中からご利用下さい。 但し主旨が在宅介護のため、施設入所の方、入院されている場合は除外されません。担当のケアマネジャーがいらっしゃれば、御相談されるといいでしょう。
追記	在宅で紙おむつ等を使用している要介護高齢者を介護している家族に対して、市で指定した商品と引換できる紙おむつ等支給券を交付します。介護保険法による要介護認定で、要介護3～5と認定された高齢者を介護している家族が対象です。(要介護高齢者、家族ともに市内在住であること) ●支給内容 市民税非課税世帯 要介護4～5の場合、市の指定した品目から2点/月 要介護3の場合、市の指定した品目から1点/月 市民税課税世帯 要介護3～5の場合、市の指定した品目から1点/月

☆2013年（平成25年）1月～2月

介護相談事例 99 体操教室に通っているが送迎範囲外に住んでいる為自分で運転して通っている。

①サービス利用者	①73歳女性。脊柱管狭窄症で腰痛、変形性膝関節症で膝痛がある。杖を持たないと歩行が不安定。車の運転はできる。
②相談内容	②通院中の整骨院の体操教室に参加したく、申込みをしたら、介護認定された人のみ参加できると言われ、申請し支援1の認定がおりて、週1回通っているが送迎範囲外に住んでいるため自分で運転して通っている。
③会員薬局の対応等	③体操教室、リハビリ中心のデイサービスと思われるが、住んでいる家の近くにもあると思います。送迎範囲内の施設に通って送迎してもらった方が良いと思います。
④コメント	④今回の相談は具体的に何がしたいのか、何に困っているのかが解りませんが、ご本人直接の相談のようで、しっかりと状況も把握しており、介護保険利用の手順もすませ、要支援1認定をうけて、希望通りの施設でのリハビリを受けられている様子です。介護保険のデイサービス、デイケアは施設によりますが、一日10人から多い処では50人もの利用者を送迎するため、距離範囲も高齢者が、身体に無理のない時間を想定しています。 薬局さんの対応の通り、今はご自分で運転されていますが、先の事も考えてご自分の希望する事、リハビリ、体操、入浴などケアマネジャーと相談して、送迎してもらえる施設を選んだらいかがでしょうか。

介護相談事例 100 退院後、週1通院予定だが一人では行けない。どうすればよいか？

①サービス利用者	①75歳女性。脊椎管狭窄症術後。 同居者、娘。日中就労。
②相談内容	②脊椎管狭窄症で手術し退院したが、週1回通院。リハビリが必要。1人では行けず、娘にも頼めないのどうすればよいか。
③会員薬局の対応等	③介護タクシーを利用するため介護認定を受けるよう勧めた。「要支援1」で介護タクシーは利用できないと言われ、送り迎え待機時間も入ると高額となり支払いが出来ないと言って来たので、知り合いの方をお願いして数カ月お付き合いお願いしました。今は元気に自転車に乗り、以前よりやっていた仕事に復帰しています。
④コメント	④今回のご相談のように家族から支援を受ける事が出来なくて、通院に困難の方が大勢いらっしゃると思います。通院に介護保険で介護タクシーを利用出来るのは、要介護1～5の認定を受けた方で、要支援1、2の方は利用出来ません。介護保険法の3年、5年の改正の度に規制が増え、サービスの利用が受けにくくなっているような気がします。 介護状態にならないための予防に努め、医療に携わる者として名古屋のお元気な超高齢四姉妹（きんさん、ぎんさんの娘さん方）を男女問わず、目標にしていきたいものです、

	<p>松戸市では、65歳以上方は介護予防教室（みんなお元気クラブ）があり、</p> <ul style="list-style-type: none">① 運動器の機能向上教室② 栄養改善教室③ 口腔機能向上教室④ 認知機能向上教室 <p>など市が設置主体となっている地域包括支援センターが担当し、軽度の障害をかかえ、今後の生活に不安がある高齢者の相談には最適の機関ですので、利用されることをお勧めいたします。</p>
--	---